





えるべきだらうなということをすごく思つてゐるところでございます。これは防衛大臣にお聞きはいたしませんので、またいつかお話をできればと思つています。

先ほど防衛大臣がお答えいただいたように、例え、防衛協力のネットワークを張るとか、宇宙、サイバー、電磁波にも触れられましたけれども、この分野での日米の協力、そういうたある種のリンクピンといいますか、機関化ですね、部分での、領域領域での機関化、こういうことを思つています。

そういう意味で、きょうぜひお伺いをした

かつたゞ真ん中の話が宇宙の領域でございます。実は、今喫緊の課題の日米関係といえば、やはり駐留経費の負担の交渉の問題なんだと思うんですね。けれども、これはぜひ、断固阻止をしていただければと思います、もし負担の増額なんというのを望まれるのであれば。ただ、協力できる領域、これを協力したら価値というのがありますが、いくという領域には積極的に取り組んでほしいな

とも言っています。アメリカなんかでも積極投資されているのはそういうことなんだと思います。これが投資が行われることによって、逆に安全保障分野での調達コストも下がつていく、そういうことがすごく重要な観点なんだと思います。

そういう観点で、きょうはこういった議論を私はしたかつたんですけれども、今具体的に、SSAとかSDA、あるいはコンステレーション、最近、議連に上っています。昨日も、実は自民党の中でも議論がありましたけれども、宇宙の領域というのは、例えばいろいろなオペレーションを考えたときに、キルチエーンというのがあります

よね。偵察をして探索してターゲティングしていく、こういったキルチエーンというものの中に各フエーズでそれぞれの宇宙への依存度とうのが全部七割以上なんですね。これこそまさに将来的に守つていかなくちゃいけない分野だらうな、そういうことも思いますので、将来のため

にぜひここを積極的にやつてほしいという観点かうのが全部七割以上なんですね。これこそまさに将来的に守つていかなくちゃいけない分野だらうな、そういうことも思いますので、将来のため

にぜひここを積極的にやつてほしいという観点かうのが全部七割以上なんですね。これこそまさに将来的に守つていかなくちゃいけない分野だらうな、そういうことも思いますので、将来のため

にぜひここを積極的にやつてほしいという観点かうのが全部七割以上なんですね。これこそまさに将来的に守つていかなくちゃいけない分野だらうな、そういうことも思いますので、将来のため

○岡政府参考人　お答え申し上げます。

宇宙利用の関係で、まず衛星コンステレーションについて申し上げますけれども、これは委員御案内のとおりだと思いますが、アメリカにおきまして、ミサイルの探知、追尾、通信、偵察、測位、宇宙状況監視といったことを行う衛星メガコ

ンステレーショント計画が進展をしているという状況でございまして、こうした取組が実現をいたしましたと、いわゆる極超音速滑空兵器のようなものであつても宇宙空間から遅滞なく探知、追尾できることも、アーティラリーやミサイルなどによる可能性もあるのではないかといったようなことを言わわれているところでございます。

こうした動向も踏まえまして、防衛省いたしましたと、アメリカとの連携も念頭に置きながら、衛星コンステレーションによるHGV探知・追尾システムの概念検討を実施するために、令和三年度概算要求に約一・七億円を計上しているところでございます。

衛星コンステレーションにつきましては、宇宙

領域における日米の連携強化の必要性ということとも踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

また、SSAについてでございますけれども、防衛省におきましては、令和五年度から運用を開始すべくSSAシステムを整備しているほか、令和八年度の打ち上げを目指してSSA衛星の導入を進めるなど、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築しようとしているところでございます。

その際、防衛省いたしましては、JAXAや

米軍のシステムとの連接、いうことも行うとともに、民間のSSAのデータも活用いたしまして、リアルタイムで情報共有できるよう相互補完的な運用体制の構築を目指しております。

こうした宇宙領域における能力の強化に際しましては、民間企業との連携ということも欠かせないところでございますので、先日、これは事務レベルでございますけれども、いわゆるスタートアップ企業との意見交換ということも行つております。

アップ企業との意見交換ということも行つておりますので、先日、これは事務レベルでございますけれども、いわゆるスタートアップ企業との意見交換ということも行つておりますので、先日、これは事務レベルでございますけれども、いわゆるスタートアップ企業との意見交換ということも行つておりますので、先日、これは事務

三月末までに決着をしなければいけないということがありますから、これらのよくなことも念頭に、バイデン新政権にどう向き合っていくのか、強化に取り組んでいきたいと考えております。

○大野委員　時間が残念ながら過ぎてしましましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。

○若宮委員長　ありがとうございました。

○遠山清彦君　○若宮委員長　次に、遠山清彦君。

○遠山清彦君　公明党的遠山清彦でございます。

岸防衛大臣、御就任おめでとうございます。また、茂木外務大臣もよろしくお願ひいたします。

私も久しぶりに安保委員会に理事として戻ってまいりました。また、公明党におきましても安保部会長を仰せつかっておりますので、大事な課題が多いので、この国会の審議の場、また与党の審査の場でもいろいろと意見を交換させていただきたいと思っております。

本日は、最初の質疑でもございます。先ほど大

野委員からもありましたとおり、アメリカの、バイデン新大統領と呼んでいいんでしょうか、当選

が確定となつて、政権移行がこれから本格化する

として異例のことだと思いますが、六年前のオバマ元大統領以来の御発言でありまして、これは歓迎をしたいと思っておりますが、いずれにして

多いので、この国会の審議の場、また与党の審査の場でもいろいろと意見を交換させていただきたいと思っております。

本日は、最初の質疑でもございます。先ほど大

野委員からもありましたとおり、アメリカの、バイ

デン新大統領と呼んでいいんでしょうか、当選

が確定となつて、政権移行がこれから本格化する

として異例のことだと思いますが、六年前のオバマ元大統領以来の御発言でありまして、これは歓迎をしたいと思っておりますが、いずれにして

トップとだけ調整していればいい時代、というのは終わるということでございます。

また、詳細は当然わかりませんけれども、バイデン次期大統領のもの的新政権は、軍事費を削減して、その裏返しとして日本の負担増を求めてくる可能性があるのでないかという指摘もござい

ます。

○岸国務大臣　遠山委員にお答えします。

日本関係は、いかなる政権であつても日米同盟

というものが我が国の安全保障の基軸である、こ

ういうことは何ら変わりはないもの、こう思つております。インド太平洋地域の平和、自由、繁栄

のまさに礎でありますし、防衛省としては、ガイ

ドライヤー防衛大綱、こういうものを踏まえて、

日米同盟の抑止力、対処力の一層の強化に取り組んでいきたい、こういふうに思います。また、

先ほども述べましたけれども、幅広い分野での  
んことを期待しております。

と考えておりますが、防衛大臣の見解を求めたい

ておりますが、日本政府の基本的な立場を確認したい。

日米防衛協力の強化、具体的に、宇宙、サイバーハー、電磁波といった新領域での協力の推進や、それから、インド太平洋地域における能力構築支

続きまして、多次元統合防衛力の構築に関する防衛大臣に伺いたいと思います。

○岸国務大臣 我が国を取り巻く安全保障環境、本当に格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している、こういう状況だと思います。そういう

たい。  
これは、私の理解では、日本は AWS を開発しないということを明言しているということであ  
ります。もちろん、有意な人間の関与を確保した  
上で、自衛生を一定程度持つ技術品の導入を認める

、防衛装備や技術協力の強化、こういったものにも積極的に強力に進めていきたい、こういうふうに考えております。

防衛力の構築が新しい防衛大綱で、今の防衛大綱で目標になつてゐるわけございますが、近年の急速な先端技術の開発とその軍事への適用が進む中で、日本を取り巻く安全保障環境はいよいよ厳しさを増してゐるという認識を我々公明党の中でも持つてゐる次第でございます。

いつた中で、国民の命、平和な暮らしを守り抜く、このためには、防衛大綱、中期防を踏まえて、能力強化、先端技術の獲得を進めて、いわゆる多次元統合防衛力の構築を図ることがまさに重要である、このように考えております。

上で、自律性を一定程度持つ装備品の導入を図ることには我が党も反対はしていないわけでありますが、つまり、裏返して言えば、人間の判断、関与が全くない中で、人工知能等が目標を設定して実際に攻撃命令を下すということは、これは許されない、こういうふうに思っておりますが、両大臣の見解を簡潔にお伺いをしたかと思います。

古米安保条約、ことしで六十周年を迎えるという  
ことでありまして、かつてなく強固な日米同盟、  
久期政権においても変わらない、このように考え  
ております。

この認識のもとに、専守防衛を旨とする我が国が最も、先ほど大野委員も言及されていましたが、宇宙、サイバー、電磁波などの領域、クロス・ドメインインとも言われておりますが、ここにおける能力向上させる必要があると思っております。本年

統制、情報通信を妨げる能力については、大綱、中期防に基づき、有事において、我が国への攻撃に際して、当該攻撃に用いられる、相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等の新たな領域における能力強化に取り組んでまいりたいと思い

臣の見解を簡潔にお伺いをしたいと思います。  
○岸国務大臣 委員お尋ねのLAWs、この定義  
については、まだ国際的にはコンセンサスが得ら  
れていないもの、こういうふうに承知をしており  
ます。

その上で、これまで答弁してきたとおり、防衛省

示しておりますが、恐らくサンクスギビングの前くらいには主要な閑僚等々も決まつてくるのではないかなど見ておられますけれども、新政権で打ち出されます外交政策の方針、そして、外交、安全保障政策を担う幹部、どのような陣容になつてくるか、これも注視をしたいと思っております。

九月に公明党安保部会から政府に提出をした重宝政策提言でもこのことは強調されております。その上で、防衛大臣、きょう私、具体的に三つ、個人的に重要な項目を例示したいと思いますが、一つは、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制、情報通信を妨げる能力の構築、これが一つ目。

二つ目は、装備品に搭載されている情報処理システムを標的とした相手方からのサイバー攻撃への

次に、装備品に搭載される情報システムに対するサイバー攻撃については、サイバー攻撃を受けた場合でも情報システムを運用可能な状態に回復するためのサイバーレジリエンス技術の研究を行っている。装備品の情報システム自体の脆弱性を排除するための効果的な取組について、今後検討を進めてまいりたいと思います。

さらに、電磁パルス弾の導入の研究でございます。電磁パルス弾を構成する要素は、こちら電磁パルス弾の導入の研究でございま

その上で、これまで答弁してきたとおり、防衛省・自衛隊においては、人間が介在しない致死性の兵器は現存せず、これに関する研究開発を行っていません。

他方、防衛省としては、隊員の安全確保や負担軽減を目的とした、いわゆるAIや無人装備については研究開発を進めて、積極的に技術基盤の向

米同盟の強化であつたりとか国際社会共通の課題について日本で緊密に連携していくことが確認されまして、御指摘のように、バイデン次期大統領の方から、安保条約の第五条、これが尖閣諸島に適用される、こういうコミットメントも示されたところでありますて、大変意味のある第一歩になつたと思っておりまして、引き続き日本として米同盟を一層強化をしていきたいと思ってお

の対処の能力。一番わかりやすい例は、護衛艦などに、もう今はこういう時代ですから全て情報処理システムが載っているわけでありますし、情報収集システムも載っているわけですが、そこを目標にかけて相手方がサイバー攻撃をしてきたときに、それをどう防ぐかという能力、これを構築しないやいけない。

それから三つ目に、これはまだまだ初期の研究段階かもしれませんのが、いわゆるEMP、電磁pulse

す。電磁パルス弾を構成する要素である電磁パルス放射機構の小型化及び高出力化を目指して、技術の確立に取り組んでいるところでございます。防衛省としては、こうした能力強化、先端技術の獲得を進めることを通じて、多次元統合防衛力の構築を一層進めてまいりたい、こういうふうに思っています。

いたいまま申し上げた目的での無人装備等の利活用への影響等の観点から、LAWsに係る国際的な議論に参画してまいりたいと考えております。

○茂木国務大臣 今、岸防衛大臣の方からもあります。またように、我が国として、完全自律型の致死性を有する兵器は開発しないとの立場であります。

つれておりましたし、茂木大臣はいろいろな国際組織や文部省をずっとされてきたお二方でござりますの、ぜひ早急に新しい政権と、日米同盟が本当に強固な形で継続、発展をしていくよう努力され

この三つをあえて強調させていただきたいと思  
いますが、これらの分野における能力を高めて防  
御的運用を遺漏なく図れるということを確立する  
ことが日本独自の抑止力を高めることにつながる

ここ数年、特定通常兵器使用禁止制限条約、いわゆるCOWの会合で集中的に議論されてきましたLAWS、これは自律型致死兵器システムでございますが、別名完全自律型AI兵器等とも呼ばれ

一方、有意な人間の関与が確保された自律性を有する兵器システムにつきましては、ヒューマンエラーの減少、そして省力化、省人化といった安全保障上の意義を有しているものである、このよ

うに考えております。

○遠山委員 ありがとうございます。

大分時間がなくなつてきただで簡潔で結構ですが、ことしの十二月、もう来月ですけれども、LAWsに関する国際会議を東京で開催するという意向を今年度予算編成の際に外務省は持つていたわけですが、このコロナの影響もござります。これを予定どおりされるのか、また、予算ということでいいますと、来年三月末、年度内にこれをやるという意向なのか、簡潔に御答弁を、事務方からで結構でございます。

○本清政府参考人 お答え申し上げます。  
遠山先生御指摘のとおり、我が国としては、本邦におけるLAWsに関する国際会議の開催を今年度検討してまいりましたが、コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、本年度は困難な状況にあります。これは、やはり議論がまだ收れんしていい中で、フェース・ツー・フェースでの議論が大切だと思っているためでございます。

ただ、本年度中に開催できない場合には、御指摘を踏まえて、来年度に開催することを含めてさまざまなお選択肢を検討していく、こう考えております。

○遠山委員 ぜひ来年度に開催をされんことを期

待いたしまして、私の質疑を終わります。

○若宮委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 立憲民主党の重徳和彦です。

伝統ある安全保障委員会におきまして、今期から野党の筆頭理事を務めさせていただくことになりました。長年の経験とリーダーシップをお持ちの茂木外務大臣、そして新たに就任されました岸防衛大臣の胸をかりる気持ちでやつてしまいりたいと思います。また、長島筆頭には大変お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、私からも昨日の菅総理とバイデン次期大統領との電話会談の内容についてお聞きしようと思つたんですけれども、先ほど、概要については

遠山委員への御答弁で茂木大臣がお答えになりました。尖閣諸島の安保条約五条の適用が明言され

たというふうに御答弁、そして意味のある第一歩であるというコメントを茂木大臣からいただいたりますけれども、一つだけ気になるのが、現トランプ大統領の再選の可能性ということについて

は、政府としてどう捉えておられるのかという結果が確定するのは、まだ時間を要するものと承知をいたしております。

各州におきまして投票人が投票する、これが合衆国法典の第三編の一項の五項と七項で規定をされておりまして、十二月の第二水曜日の次に来る月曜日、これが投票する日になります。その六日前、これが各州において確定をする日、これがことは十二月の八日となることになると思うんですが、いざれにしても、最終な確定には時間を要すると承知しておりますが、接戦州の状況を含め、各州の情勢を踏まえて、バイデン氏が次期大臣領に就任する、勝利する、確実になつてゐるところは、いざれにしても、最終な確定には時間があります。

○重徳委員 わかりました。

それでは、安全保障のテーマとして、イメージも、これについて質問をさせていただきたいと思ひます。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

全保障・主権調査会というものを立ち上げまし

て、そこに、今ちょっと外しちゃつて、いざり

も、篠原豪委員が会長を務められ、私自身が事務

も、これについて質問をさせていただきたいと思ひます。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

全保障・主権調査会といふものが立ち上げまし

て、そこに、今ちょっと外しちゃつて、いざり

も、篠原豪委員が会長を務められ、私自身が事務

も、これについて質問をさせていただきたいと思ひます。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

そういう意味で、大事な所信への質問なので、ちよこちよこと再質問もさせていただくかもしれません、大臣できるだけ御自身の言葉でお答えいただければと思います。

まず、イージス・アショアでありますが、平成二十九年、三年前に、閣議決定おきました。朝鮮の核・ミサイル開発がより重大かつ差し迫つた新たな段階の脅威だ、こういう認識に基づいて、我が国を二十四時間三百六十五日切れ目なく守るために設置する必要がある、そういう時期だつたと言うとあれですけれども、そんな認識を当時政府として持つておられたと思います。

それが、ことし六月に公表されたわけですけれども、河野前大臣の御判断もありまして、ブースターが確実に海に落下するためには、ソフトウエアのみならずハードウエアを含めシステム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要することが判明して、イージス・アショア配備計画は停止をしたという経緯でございますが、この前大臣の判断は今なお正しかつたというふうに岸新大臣は思われますか。

今また海上にイージスをといふような話になります。そのため、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスの配備可能な場所、ほんとおりであることが前提ならばといふうに思ひます。

今また海上にイージスをといふような話になります。そのため、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスをほかの場所に配備するという、この調査もやりかけていたはずですよね、調査は終わつたのか、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスをほかの場所に配備するという、この調査もやりかけていたはずですよね、調査は終わつたのか、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスの配備可能な場所、ほんとおりであることが前提ならばといふうに思ひます。

○岸国務大臣 イージス・アショアの配備に関し

ては、今、重徳議員からも御紹介がありました。経緯をたどつて、そして配備の停止、こういうふうになつたわけでございます。

私も、配備予定地がむづみ演習場、これは山口県の中といふことで、地元に近いといふことでい

ります。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

全保障・主権調査会といふものが立ち上げまし

て、そこに、今ちょっと外しちゃつて、いざり

も、篠原豪委員が会長を務められ、私自身が事務

も、これについて質問をさせていただきたいと思ひます。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

全保障・主権調査会といふものが立ち上げまし

て、そこに、今ちょっと外しちゃつて、いざり

も、篠原豪委員が会長を務められ、私自身が事務

も、これについて質問をさせていただきたいと思ひます。

立憲民主党におきましては、先月から外交・安

全保障・主権調査会といふものが立ち上げまし

て、そこに、今ちょっと外しちゃつて、いざり

とが合理的ではない、こういう河野大臣の判断でございました。何よりも、地元に説明していたことと違つて、違つてしまつた、こういうことがあつたと思います。そういう状況の中で、河野大臣の当時の判断は私は正しいものであつた。こういうふうに思ひます。そこで、もちろん地元住民との関係におきまして、このとおりであることが前提ならばといふうに思ひます。

○重徳委員 判断はいろいろ、ブースターによつて、もちろん地元住民との関係におきまして、これはもうもたないといふうな御判断もあつたとおもふりますけれども、配備を停止するといふことであれば、それにかわるものとしてこうするか考へておるところでございます。

○重徳委員 判断はいろいろ、ブースターによつて、もちろん地元住民との関係におきまして、これはもうもたないといふうな御判断もあつたとおもふりますけれども、配備を停止するといふことであれば、それにかわるものとしてこうするか考へておるところでございます。

○岸国務大臣 イージス・アショアの代替案につつあると承知しておりますけれども、なぜその前に、陸上のイージスをほかの場所に配備するという、この調査もやりかけていたはずですよね、調査は終わつたのか、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスの配備可能な場所、ほんとおりであることが前提ならばといふうに思ひます。

今また海上にイージスをといふような話になります。そのため、その結果もよくわかりませんけれども、陸上イージスの配備可能な場所、ほんとおりであることが前提ならばといふうに思ひます。

○岸国務大臣 イージス・アショアの構成品

を移動式の洋上プラットホームに載せるという方

向で、米政府や日本民間業者を交えて、あるべき方策を取りまとめていくべく鋭意検討を進めて

いる、こういう状況でございます。

現時点においても、陸上の場合、さまざまな調

査を行つた上で、適切な場所がない、こういうと

ころから判断をしたものであつて、そういう意味

では、きちんと調査をした上で洋上のプラット

ホームという案になつたわけでござります。

○重徳委員 さまで、陸上イージスを配備するための調査を行つた結果、陸上には配備しないと

いう結論を出したという理解でよろしいですか、

今のは 破綻にて

○岸國務大臣 まず、代替案としては、いわゆるイージスシステムは陸に置いて、発射装置、いわゆるVLSを海上、こういうことも、これを陸上案の代替案として検討することは行いました。しかししながら、その陸上案については、イージス・アシヨアの配備に適している代替地を見つけることが大変困難であった、こういうことである旨発表いたしまして、それ以降、更に省内においても調査を継続するのも、適當な代替地はないといふ

結論に達したわけであります。  
また、陸上にレーダーを設置し、洋上プラット  
ホーム、失礼、迎撃の成否ですね、イージスウエ  
ポンシステムそれから垂直発射装置間の通信が左  
右されてしまう、そういう脆弱性があるという課  
題もございました。

配備地によって、垂直発射装置側に追加の装  
置がまた必要になってしまいます。結果、全体経費が増  
加する可能性がある。

日も、海上に垂直発射装置を配備する場合

このために、陸上案は現時点では困難性が高いもの、こういうふうに考えられ、現在、イージス・アショアの構成品を洋上プラットホームに搭載する方向で検討を行っている、こういうことであります。

このため、海上案と同様の問題を包含している、こういった論点が存在する。こういう確認が終わつたわけです。

関係、気象の影響を受けるということになりますので、海上案と同様の問題を包含している、こういった論点が存在する。こういう確認が終わつたわけです。

の重荷を負う  
和の巨象なので、ちがいどこの役も  
議論させていただきたいんですけど、さまざまなお題  
体的な課題がある、そういう調査報告があるんだ  
と思いますけれども、そもそも、もともと、二十  
四時間三百六十五日切れ目のない北朝鮮からの  
ミサイルへの防衛体制を築くんだ、それに加え  
て、海上自衛隊への負担とか、南西海域の安全  
保障とか、そういうことも含めて陸上のイメージ  
スが必要だ、こういう現状認識に立った三年前の

いろいろな動きを見ていると、その現状認識がこの三年間で変わってきたのか、きていないのかというあたりが大変気になるわけであります。

ここで確認しますが、陸上イージスの代替策の検討状況、洋上でいう話でありましたが、具体的に報道で出ているのは、イージス艦二隻を新しくつくる、こういう検討に入ったという報道が現にありますね、まだ調査中なかもしませんが。報道の解説なので、ここで政府のちゃんとしめた解説をお聞きしたいんですが、イージス艦を整備する、これはもう多機能のイージスであって、単に弾道ミサイルを撃ち落とすためだけではないというふうに、いわば現状認識が変わってきているのではないか。

つまり、今まででは、弾道ミサイルを撃ち落とすために二十四時間三百六十五日安定期にやれる体制が必要だということで陸上イージスを急いでいたわけですが、ちょっと必ずしも然どしない理由とおっしゃる有識者もいますよね。ブースターが落下するということを避けられないということをもつて核抑止の鍵となるイージス・アショアを停止するというのはどうか、こういう意見もある中で、今度は多機能な、弾道ミサイルだけじゃない、人によつては IAMD、統合防空ミサイル防衛の機能を持たせるとか、もし本当にそこまで必要なんだとすれば、前提となる現状認識がもう既に変わっているというふうに理解するべき局面に来ているのではないかと思うんですが。

ここまでしゃべった上で、イージス艦二隻新造という報道はどこまで事実なんでしょうか。検討状況を教えてください。

○岸国務大臣 このイージス・アショアの代替案については、先ほどからも繰り返しになりますけれども、現在、イージス・アショアの構成品を移動式の洋上プラットホームに搭載する方向で調整をしております。米政府や日米の民間事業者を交えて、るべき方策を取りまとめるべく検討の中でござります。まだ、逆に言いますと、それ以上の

判断だったというふうに思うんですが、どうもいろいろな動きを見ていくと、その現状認識がこの三年間で変わってきたのか、きていないのかといふあたりが大変気になるわけあります。

ここで確認しますが、陸上イージスの代替策の検討状況、洋上でという話でありましたが、具体的に報道で出ているのは、イージス艦二隻を新しくつくる、こういう検討に入ったという報道が現にありますね。まだ調査中のかもしませんが。報道の解説なので、ここで政府のちゃんととした解説をお聞きしたいんですけど、イージス艦を整備する、これはもう多機能のイージスであって、単に弾道ミサイルを撃ち落とすためだけではないというふうに、いわば現状認識が変わってきていいのではないか。

つまり、今までは、彈道ミサイルを撃ち落とす

ものは何も決まっておりません。さまざまな報道はござりますけれども、それ以後、結局、洋上の船というような方向だというふうな、これは臆測も含めて伝え聞いているわけで、されども、そもそもイージス艦は、北朝鮮からのミサイルへの対応ということで、これは二〇一六年八月から二〇一八年六月までですが、イージス艦一二隻を当時日本海に派遣をしていました。当時はまだ八隻そろっていなかつたと思いますので、もっと少ないイージス艦の中で一、二隻を日本海へ、これによってほかの防衛体制に支障がないかと、いろいろと出かねないという厳しい状況だったと申します。

加えて、先ほどちょっとと言いましたように、本來、そういうことがあればイージス艦をもつとあるとしていうことも考えられたとは、当時から考えてよくかつたのかもしれません、そこは海上自衛隊の隊員さんの人数それから育成といったことが追いつかないんじやないかということで陸上にて、いつになつた。こういうような説明もいただいているわけですが、今回また海にということになりますと、海上自衛隊の今申し上げましたような負担の軽減とか、あるいは南西諸島への対処とか、こういったところに影響がまた出てきてしまうのではないかと思うんです。

まあちょっとこれも仮の話かもしませんが、それなりの蓋然性だという前提で御答弁いただけますと、ことになりますと、海上自衛隊の今申し上げましたような負担の軽減とか、あるいは南西諸島への対処とか、こういったところに影響がまた出てきてしまうのではないかと思うんです。

○岸国務大臣 繰り返しになりますけれども、どういうものにするか、海上プラットホームを何にすることになりましたら、海上自衛隊への負担について御答弁いただければと思います。

○重徳委員 このイージス艦を、まあイージス艦かどうかが決めつけちゃいけないのかもしれませんが、結局、洋上の船というような方向だというふうな、これは臆測も含めて伝え聞いているわけで、されども、そもそもイージス艦は、北朝鮮からのミサイルへの対応ということで、これは二〇一六年八月から二〇一八年六月までですが、イージス艦一二隻を当時日本海に派遣をしていました。当時はまだ八隻そろっていなかつたと思いますので、もっと少ないイージス艦の中で一、二隻を日本海へ、これによってほかの防衛体制に支障がないかと、いろいろと出かねないという厳しい状況だったと申します。

ささまざまなものには決まつておりますので、発言も控えさせていただきたい、こういうふうに思っています。

ものは何も決まつておりません。  
さまままな報道はござりますけれども、それ以上ものは決まっておりませんので、発言も控えさせていただきたい、こういふうに思つています。

○重徳委員 このイージス艦を、まあイージス艦かどうかが決めつけやいけないのかも知れませんが、結局、洋上の船というような方向だといふうな、これは臆測も含めて伝え聞いているわけですが、それとも、そもそもイージス艦は、北朝鮮からのミサイルへの対応ということで、これは二〇一六年八月から二〇一八年六月までですか、イージス艦一二隻を当時日本海に派遣をしていた。当時はまだ八隻そろつていなかつたと思いますので、もつと少ないイージス艦の中で一、二隻を日本海へ、これによつてほかの防衛体制に支障がないかねないという厳しい状況だったことをいいます。

加えて、先ほどちよつと言いましたように、本來、こういふ二がいえばイージス艦をうち二つを

行っているところではござります。その上でなんですかけれども、イージス艦八隻体制のみで対応する場合と、更にこの洋上プラットホームが加わった場合、こういうふうに比較をすると、イージス艦八隻にこのイージス・アンショーマジス艦のBMD任務、所要を相当程度減少できのではないか、こういうふうに考えております。いずれにしても、詳細については今後検討していく、こういうことでござります。

○重徳委員 ちょっと、海上自衛官、自衛隊への負担軽減という観点については、今きちっとした御答弁をいただいたとは思えないような御答弁をいただたと思いますよ。

まだ検討中ということになりますので、余り確定的なことをおっしゃることはできないと思いますけれども、やはり、海上自衛隊の方からもさまざまな声が届いておりますので、その辺の配慮もしながら整えていかなければならぬ課題なんだと思います。

ちょっとつけ加えますと、先ほどから、河野大臣の陸上イージスを停止するという判断、これを肯定するのかという問い合わせましたけれども、これを肯定するものだから、今まで陸上トイージス、イージス・アシヨアに備えようと思っていた装備を、途中から、海で使えないかといつても転のことまで考えなきゃいけなくなるわけですし、それから、イージス艦での切れ目のないミサイル防衛ということにこだわると、先ほどの洋上プラットホームも含めてですね、切れ目のないミサイル防衛にこだわり続けると、今度は海上自衛隊の負担もあわせて、南西諸島への安全保障体制にいろいろな負担がかかつて輪をかけることになります。こういうちよつと自縄自縛に陥っている感じがするんです。

確かに、始まりもかなりトップダウンで、官邸主導で始まつた陸上イージスだというふうに巷間で言われております。その安倍前総理が、今回は絶理大臣の談話ということで九月十一日に、この後

よろしく」ということをおっしゃつたわけであります。何だかちょっと、出口がどんどん狭くなつてくるというか苦しくなつてくる、こんな感じがいたします。

今、年末までに結論を出すとしていたことに、ついで、これはちょっと、菅総理は必ずしも現内閣を継るものではないということをおおっしゃつていま  
すね。正確に言うと、閣議決定を経ていないの  
で、安倍前総理大臣の談話というのは原則として  
効力が後の内閣に及ぶものではないという、そん  
なこともこれは予算委員会で答弁されていりますけ  
れども。

安倍前総理が始めたことに対する、ちょっとも  
う、出口がなかなか見えなくなつてきてるよう  
に思います。

ですから、私としては、この安全保障委員会も、再三、長島筆頭にもいろいろと要請をして、委員会をもつと開いてほしいということを申し上げておりますが、もつと、政府の対応が決まつていく過程において、さまざまな意見をもうちょっと幅広く取り入れる、あるいは反論があるならきと幅広く取り入れる、などといふ反論がなれば、どうぞお聞きください。こういうプロセスがないと、一旦、防衛装備は導入を決めると、五年、十年、お金も何千億円とかかる話ですから、もう少しプロセスというものを大事にしながら、それから、もう少し幅広い、せっかくと言つたらなんですが、大臣もかわられたわけですから、もう一度りセットして考えていくぐらいのこと必要なものではないか、私はそう思います。

次に参りますが、関連しますけれども、また現状認識を改めてお聞きしますが、もともと計画されていました陸上のイメージス配備によつて、ミサイルを迎撃する能力そして全体としての抑止力というのは、果たしてどこまでの、どの程度のものだつたのか。十分なものだと。

要するに、三年前の北朝鮮からミサイルがどんどん飛んでくるという状況であつたその当時から、この三年間でも随分状況は変わってきております。今の岸大臣の現状認識というのは、当時、

三年前に計画をされた陸上イージスが、果たして今でも、もしこのままブースターの問題がなかつたら十分なものだったのかどうかというあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

（岸国裕太郎） 北朝鮮のミサイル事業でございま  
すけれども、二〇一六年から一七年にかけて弾道  
ミサイルの発射を繰り返しておりました。その中  
に、いわゆるロケットド軌道で発射されたものや  
潜水艦、あるいは発射台つきの車両を使用したも  
の、複数同時に発射させたもの、固定燃料を使用  
したものなどが存在したわけであります。我が國  
としては、これらは北朝鮮が発射形態の多様化や  
我が国を奇襲的に攻撃できる能力の強化というも  
のを図っている、こういうことを示すものだと考  
えておったわけです。

イージス・アショアの導入に当たっては、こうした状況の変化を踏まえて決定されたものです。これによつて、ロケットアード軌道や同時発射され複数のミサイルへの対処能力が大きく向上するとともに、常時持続的な迎撃態勢を長期にわたつて維持することができる、そういうことから、弾道ミサイルの迎撃能力は大きく向上すると考えておりました。

こうした迎撃能力の向上は、我が国への弾道ミサイル攻撃を断念させるという意味で、抑止力の強化につながつていると考えておる次第でござります。

○重徳委員 私は、当時から、安倍総理大臣の責任において始めたこの陸上のイージスですけれども、もちろんさまざまなもので抑止力にも資するものであるとは思うんですけども、ことしの九月十一日の安倍前総理の総理大臣の談話の段階では、安倍前総理の認識はもう大分異なつてきてるんじゃないかなというふうに感じました。それは、安全保障政策の新たな方針を検討してきた、そしてこれからは、日米同盟、もっと大きなを強くして、抑止力を高めて、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要だと。

これは、見方によれば、現状の日米同盟における日本の役割だけでは十分ではないのではないかということを安倍総理が暗に示唆をし、そしてもちろんそれは、たしか八月ぐらいに自民党の政調

から批評が出来ないしてしまったわ。八月四日には政  
調の提言、ここでも、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力、この保有を政府として早急に検討し結論を出すこと、こういうことを自民党の政調から出されたことにも呼応することだと思  
うんです。

このことはやはり、いわゆる敵基地攻撃能力に  
これから日本の防衛力というものを幅を広げて  
いかないといけないという、新たな現状認識に安  
倍前総理が立つておられたことなのではないかと  
いうふうに受けとめております。

そのことが今申し上げました総理大臣の談話にあるわけですから、この総理大臣の談話において、現行の日米同盟による抑止力、これを岸田大臣から見るとどのように総理大臣の談話において評価をされているというふうに受けとめておられますか。

○岸田国務大臣 まず、日米安保条約に基づく日米安保体制、そして、それを中核とします日米同盟、これは我が国の平和と安全に不可欠である。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していくわけですから、その重要性はこれまで以上に高まっていると考えております。

我が国として、日米間の緊密な連携のもとで、宇宙、サイバーといった新たな領域での協力を含めて、日米の防衛協力を更に深めながら、みずからを守る体制を主体的、自主的な努力で抜本的に強化し、その果たし得る役割の拡大を図る、もつて、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化していく、こういうふうに考えています。

談話においては、先ほど御紹介をされましたけれども、助け合いのできる同盟はそのきずなを強くする、これによって、抑止力を高め、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないか、こういう考え方

を示しております。  
政府として、引き続き、談話を踏まえて議論を  
進めて、あるべき方策を取りまとめていきたいと  
考えております。

（重複登録）の商事局攻撃専門家は、これまでに  
も報道によるところによると、ありますけれども、防衛大綱への明記は見送りというようなことが報じられておりますが、一つだけ、以前、この委員会において、小野寺元大臣が、敵基地攻撃能  
力が、我が国の憲法とか国際法とか、あるいは専  
守防衛という範囲内であることを前提としながら  
でありますけれども、さまざまなかたちでこれ  
を可能とするべきではないか、こういうことを問  
われたことがあります。  
私としては、ちょっと一つ想定を、余り空想のよ

うなことはかり言つてもいけないんですが、具体的に、北朝鮮からミサイル発射、これは着手があつたなかつたで常に敵基地攻撃能力というののはいい悪いという話になつちゃうんですけれども、一発目が飛来ってきて、例えは迎撃できた、それはもう既に着手があつたと見て、それは武力攻撃が始まつたわけですから、二発目以降のミサイルについては、これはもう既に少なくとも先制攻撃ではないと見ることができるでしょうし、二発目以降を封じるために相手の国の領土にある基地をたたくということは、具体的に我が国法理上許される範囲なのかどうか。このあたりはどのように認識をされていますか。

○岸国務大臣　いわゆる敵基地攻撃と憲法との関係ということになります。

あくまで一般論として申し上げるならば、政府は従来から、昭和三十一年の統一見解を踏まえて、誘導弾等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えは、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他の手段がないと認められる限りにおいて、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理上には自衛の範囲に含まれ、可能である、このように解ってきておるわけですがございま

す。その上で、御指摘の点について、実際に発生した武力攻撃の規模や態様に即して、誘導弾等による攻撃を防ぐのにやむを得ないか否かという観点、これは個別具体的に判断をしていかざるを得ない、このように考えております。

○重徳委員 答弁ラインとしてはそのあたり違うということは想定しながらの質問ではありますけれども、またこの問題については機会を見つけて議論させていただければというふうに思いますが。

ここで話題が急にかわりますけれども、一点、最近報道などでも出てきている問題について、ちょっとと事実確認をさせていただきたいことがあります。

これは、鹿児島県西之表市の無人島、馬毛島が、二〇一年の日米合意以来ずっと長く時間がかかってたんですけれども、ようやく昨年末に、結果的には百六十億円で我が国政府が購入をし、そして、これが米軍空母艦載機の離発着訓練、FCLPに使われる、そのため供する、こういう話がまとまつたというふうに、これは河野前大臣がたしかそのことを公表されたと思いませんけれども、確認をしたいのはその売買金額なんですね。これは随分変遷をたどっていると。

国の安全保障にかかる契約ですから、とても大事な契約だとは認識しておりますが、しかし、国民の税金を使った土地の売買契約の金額がどう積算されて、そして適正な金額で行われているかどうかというのは我々国民の重大な関心事でありますので、そして、我々国会がしっかりとチェックしなきやいけない事項なんだと思います。

確認したいのは、まず、当初、二〇一七年に防衛省が提示した土地評価額というのは四十五億円だったんですね。これが、昨年の頭に仮契約だったらしいですが、最終的に昨年末に合意されました。そこに至るこの二年間ぐらいの間に百六十億円にまで上積みされたということについて、まず、事実だと思うんですが、事実かどうかということ

と、その価格が引き上げられた理由についてお尋ねしたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、売買額の根拠につきましては、取得に向けて調整や交渉が行われていてところでもございまして、相手方との関係もあることから、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○重徳委員 公表しない、交渉過程とかそういう洋地域で恒常に活動する上で不可欠な艦載機の着陸訓練、いわゆるFCLP、これを実施するための候補地でもございます。

このように、この馬毛島の土地の取得は、地域においておきますところの日米同盟の抑止力の維持強化や我が国の防衛力の強化に資する、極めて重要な

昨年十一月に、馬毛島の土地の大部を所有していた地権者との間で一定の合意に達しました。その馬毛島の売買額約百六十億円につきましては、適正なものと考えございます。

なお、防衛省として、土地評価額、こうしたものを公表したということはございません。

今年の百六十億円の売買額の具体的な清算根拠などにつきましては、取得に向けての調整や交渉がまだ行われているところでございまして、また、相手方との関係もあることから、現時点で明らかにすることは考えておらないというところでございます。

○重徳委員 この馬毛島の土地には、無人島ではあるんですけども、ある会社、民間の会社がほぼ全体を所有をしておりまして、そこに独自に滑走路をつくったと。それはそれですごいことだと思いますので、そして、我々国会がしっかりとチェックしなきやいけない事項なんだと思います。

確認したいのは、まず、当初、二〇一七年に防衛省が提示した土地評価額というのは四十五億円

用できるようなものではございません。

その点を確認したいと思います。

二点、確認させてください。

○鈴木政府参考人 先ほど申し上げましたが、積算額の根拠につきましては、今後、かかるべき時間で、適切な段階で御説明したいというふうに考えてございます。

他方、今の、我々防衛省として考えております

ところの施設配置案におきまして、滑走路の配置は、御指摘の、その民間の方がつくられた滑走路と一部重なつております。そこはきちっと整地がされているわけでございますので、そうした状況を生かして整備を行うということになる等ござります。整地されている部分に、特に撤去が必要な物件等は今設置されていないというふうには承知しております。

○鈴木政府参考人 今、防衛省がまだ取得手続を進めている土地につきましては、それらの土地に係る利害関係者間で各種の調整がなされているところというところ、それから、仮登記に至つていない土地につきましても、複数の地権の方々との交渉を行っているということがございます。

そうしたこと踏まえまして、現時点では、積算額の根拠、それについては明らかにすることは考えておりませんと申し上げましたが、その具体的な時期について、予断を持ってお答えすることはできませんが、今後、適切な段階できちんと御説明したいというふうに考えてございます。

○重徳委員 では、適切な段階で、そう遠くない段階に説明をしていただけるということを確認をしたいということ。

それから、先ほどの、ちゃんと整地されていないという滑走路でありましたけれども、またここに新たに活用できるような滑走路をつくるということになりますと、そこには当然さらなる経費がかかる、国費がかかるということなのかどうか、

○鈴木政府参考人 御指摘の民間の方がつくられた滑走路は、これにつきましては、コンクリートやアスファルトによって舗装されておりません。

思いますが、この百六十億円で買い取ったというようなことを言っているわけなんですけれども、これはどうなんでしょうか。

○鈴木政府参考人 御指摘の民間の方がつくられた滑走路は、これにつきましては、コンクリートやアスファルトによつて舗装されておりません。

ますので、そのまま自衛隊施設の滑走路として使

あります。これからもよろしくお願いいたします。

○重徳委員 次に、本多平直君。

○本多委員 立憲民主党の本多平直です。

岸大臣には、御就任おめでとうございます。委員長時代、この場でもお世話をになりましたし、

視察のときには、大臣の御地元である岩国市に観察などでもお世話をなりました。これからもいい議論をさせていただきたいと思います。

私は大臣に、ちょっと順番を変えますけれども、お願いがあります。敵基地攻撃ですか宇宙ですか、大きな話をする前に、きちんと自衛隊

員を見て、自衛隊の中をきちんとまず統率をしていただきたいなど。そのことがひいては防衛力にもかかわりますし、今自衛隊の大きな悩みの一つである人員不足の解消にもつながっていくと思いますので、ぜひ、こうした観点で、きょうちよつと、身近な、人に関することから質問をしたいと思ひます。

○岸国務大臣 まず、本多委員には、私がこの安保委員会の委員長を務めておりましたとき、野党筆頭を務めていただいて、本当にいろいろな委員会の進行に御尽力をいただいたいと見えがります。本当に感謝をしておるところでございます。

その上で、この今御指摘の課題ですね、防衛大

ですが、非常にいじめでメンタルをやられて、そして退学することになつて、訴訟されている方などもいらっしゃいます。再発防止、再発防止と言ふうんですが、なかなかカルチャーとして、こうしたカルチャーが残っているというのも私は前から問題点を指摘したかつたんです。

かかるる問題ですので、しつかり取り組んでまいりたいと思います。

まず、防衛学校の問題です。資料をお配りしていると思うので、ぜひごらんになつてください。週刊誌報道でいろいろ出ていたので防衛省に調べていただきました。週刊誌報道はいろいろ、ちょっと過剰に書いたりすることもないわけではないので、数字で調べてみましたがが、やはりこの半年、大丈夫かなという事態が起つてゐるのではないかでしょうか。

学校の、特に自殺、自殺未遂という問題ですけれども、大変高い志を持つて防衛大学校に入ってきた学生諸君が、理由はいろいろあると思うんですけれども、自殺あるいは自傷行為に行かざるを得なかつた、こういう状況は本当に悲しむべきことである、こういうふうに思つております。

対応、いろいろ初めての事態ですから、試行錯誤はあったかもしれないんですが、特に特殊性のある防衛大学校において、これだけ人の命にかかわる事態になつてゐるわけです。そして、脱走だ、放火事件だ、賭博が起こりて、閉じ込められたり空間でいろいろなことが起こつてゐるというふうに今大臣もおつしやつていただきましたので、この祭、大臣、なつとばかりで、ます足元を固め

然関係ない教授、私も、その教授がちょっとと  
わった人だつたら困るので実際に防衛大学校の先  
生にもお聞きをしましたら、またその人を捜さな  
いでほしいんですけども、立派な先生だといふ  
ことを確証を得たので聞きますが、何か監察隊が  
来て、週刊誌におまえが漏らしたんじゃないかみ  
たいなことを調査しているそなんですよ。  
防衛の認定を外国に漏らしたう犯人などと思ふ

まず、自殺者、自殺未遂者ですね。自殺未遂というのが出ていますが、一とかゼロですつと来ているのが、去年ちょっと多いですが、ことし、まだ十二月ではないので、九月までで、九月三十までで五名の方が自殺未遂のような行為をされています。二千人いる学校ですから、いろいろなことが起こるんですが、他の年度と比べて明らかに異常な事態が起っています。

もう一つ数字を見ていただきたいと思います。中退者です。過去五年のデータを出していただきました。一年生の中退者、大抵これぐらい出るんですですが、これも明らかに多い数字になつていま

これは、大学校ということではなくて、全体の数が百人を超えていた時期が何年も続いて、そのときも、しっかりとメンタルヘルスをサポートしていく。こういうことで取り組んだことを今までよく覚えているんですけども、自衛隊において、この自殺者というものの、本当は当然ながらゼロを目指さなきやいけないんですけど、なかなか数字が落ちてきていなくて、そういう実態はあると思っています。

これはやはり、おっしゃられましたように、自衛隊員の士気にもかかわることでございますので、事態をしつかり改善させていかなければいけない、こういうふうには思つておるわけでござります。

るという意味でも、きちんと検証していただけないですか。この四月の対応は適切だったのか、今後は、同じようなことがあってもこういうことがないようにと。一つ一つの事案をきちんと検証していくだけないでしょうか。

○岸国務大臣 今委員の御指摘のところ、例えは四月の時点で学生諸君が閉じ込められた、こういうような事態ですけれども、当時の判断としては、県をまたぐこと自体がよくないんじやないか、こういう判断もあったんだと思います。その中で、集団生活を送っている中で、地元にそこから帰していくのがいいかどうか、そういう判断もあつたんだと思います。何しろ最初のことですの

で、本当にベストだったかどうかという判断はな

すけれども、学校内、省内のガバナンスに関しても、言う場所がなくして仕方なくこういうことをしている場合もあると思うんですね。そういうことを、問題の解決以前に、いつもそうなんですよ、不祥事のときに必ず、誰が野党に流したんだ、誰が週刊誌に言つたんだという、そつちばかり一生懸命やるんすけれども、この教授は勇気がありつて、お怒りになられて、大臣に申立て書を出していろいろなんですね。

これはきちんと対応した方がいいんじゃないですか。こういう真面目にやつていてる教授を疑つて、今の状況、大学の状況はおかしいということを言つていらつしやる教授がいらつしやるんですけども、申立て書を受け取つていますよね。き

もとになる週刊誌の報道などによりますと、大変コロナで、狭い八人部屋に、普通の大学とは違うわけですよね、そこで授業がないのに、一月、二月、閉じ込めていたと。この対応が適切だったのかどうかという議論がここにあるんです。私は、直接これ、因果関係をなかなか証明するのは難しいんですが、ここまで数字を出していますから、指摘をして、判断をして、善処をしていただ

防衛大学校においてさまざまな事案が起つて、いろいろなことがだと思思いますけれども、学生による自傷行為、あるいは正式な手続を得ないので外出をしたり、校内での火災といったことは承知をしているわけですけれども、まず、こういったことについて、大変遺憾であって、防衛大学校の適切な管理運営に努めてまいりたい、こういうふうに思っています。

かなか難しいところだというふうに思います。御指摘のかけマージャンの件なんかもございました。これについては、自衛隊の警務隊が今捜査をしているところであります。捜査に支障を及ぼすということもありますので、捜査状況についてお答えを差し控えたいと思いますけれども、でるだけ早く対応していきたい、事案の公表といふことも含めてしっかりと適切に検討してまいりました。

○岸国務大臣 ちんと対応していただけますか。

まず、防衛省に対しましてはさまざまな文書が送付されております。この種のいわゆる申立て書も複数来ているところでございますが、この点については逐一お答えすることは差し控えたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、防衛省として、防衛大学校の適切な管理運営に努めてまいりたい、こういうふうに思いま

きたいと思うんですが、大臣、今、この防衛大学校のコロナ以降の状況をどう捉えていらっしゃい

○本多委員 防衛大学校については、実は、以前も質問通告して、時間がなくてできなかつたんで

いと、うふうに思います。

○本多委員 適切に対応していただきたいと思い  
す。

第一類第十二号  
安全保障委員会議録第二号

令和二年十一月十三日



たわけですね。それぞれの時期でルールが違う、それに沿った形での再就職ということになつてゐるわけですけれども、結果的に、そこに数が多くなつてゐるということですね。そのことがさまざま疑念を抱く、こういう御指摘は真摯に受けとめたいというふうに思います。

○本多委員 疑念のついでにもう一つ言つておくと、大臣、ちゃんと聞いてくださいね。

役職も調べたんですかね。そうすると、四百八十七人のうち、約一割の四十三人は顧問なんですね、顧問。疑わしいでしょ。何とか部長だったたら仕事するんだと思うんですけれども、何しに行つているんだと。要は、防衛省の後輩に、何となく情報をとつたり圧力をかけたりとやはり思つちゃうんですよ。

それも、ここのは、大臣、当然御承知のよう

に、菅総理は、日本学術会議に十億、十億、十億、十億と、十億使つておられるとおっしゃつておられるんですが、さつき言つたんだけれども、皆さんのところは一社で何百億、会社によつては三千億、千億ですよ。こういう会社に、お一人いらしゃいますね、つい最近まで統幕長をやつていた方も。夜はテレビに出ながら、どこかの大企業の顧問をされていますけれども、大丈夫なのかなと私は思つちやうんですね。

ぜひ、今回、野党で予備的調査をかけてこういふ事実が明らかになりましたから、こういう状況を把握して、私は天下り規制のやり方をもう一回考えていただきたいと思うんですね。

それは、今回、ちょっとと防衛大臣に言つておきたいのは、防衛省やばいですよということを言つておきたいんですよ。

さつきの本件に戻りますけれども、発覚をしたときまでは、まあ、長年、慣行で続いた、たまたま運が悪かったみたいなことなのかなと思つたんですよ。ところが、私、やはり許せないのは、二〇一七年、文部科学省の大規模天下りがあつた命令に従つておられるのが、そういうことをぜひ大

せん事件があつて、次官までやめると大騒ぎになつたんですね。

そのときに、安倍総理が、この件についてお

話をお願いをします。

さて、安全保障政策の話をしたいと思うんですねが、法制局長官来ていらっしゃいます。大変お

忙です。安全法の話をしたいと思うんですねが、法制局長官来ていらっしゃいます。大変お忙です。

そこで、安倍前総理のかけ声で内閣人事局が全省調査しているんですよ。そのときに、

この今やつておられた天下りについて、どう防衛省は答えていたんですか。

○岸国務大臣 今、委員御指摘の点、内閣人事局

主導の件ということですけれども、ちょっとと今手元にその資料がないので、どういう発言があつたかということは後ほどまた御連絡させていただきます。

○本多委員 通告しているんですが、私から答えを言つて、問題なしと答えておられるんですよ、その

ような事案は発見できなかつたと。

つまり、総理が文科省事件でけしからぬと思つて全省府調査をかけて、ぱつぱつ出て、発見され

ます。そこは、この二年間、だらだらでなく、全省

で、つまり、最高指揮官である総理大臣の命令

は、私はことし末までにやくなくていいと思つて

いるんですけども、でも、前総理がやめる間際

にわざわざ談話で出して言つたのが、なぜそこだけ消えたんですか。

○岸国務大臣 これは、菅総理の御発言ですか

ら、政府として、引き続き談話を踏まえて議論を進め、あるべき方策を取りまとめていく、この考

えに変わりはない、こういうことであります。

○本多委員 菅総理はことし末というのを外した

んですけども、それと違うということなんですか。

○岸国務大臣 委員御指摘の件、多々、防衛省に

も大きな諸課題がございます。しっかりと正面から取り組んでまいりたいというふうに思っています。

臣としてグリップをしていただきたいということを切にお願いをします。

さて、敵基地攻撃論の話をしたいと思うんですねが、敵基地攻撃論の話を、ことじゅうというのが消えて非常によかつたなと思っています。でも、なぜ消えたんですか。

○岸国務大臣 これは御存じのとおり、もともと、九月十一日の総理大臣の談話、この中で、あるべき方策を取りまとめていくと述べられておりまして、菅総理も、この総理の談話を踏まえて検討を進めていく、こういうふうに述べられておるところです。

○本多委員 それは予算委員会でも私聞いていました。ことし末までにとわざわざ安倍前総理が言われたわけですよ。政治家が仕事をするときに、大事なんですね、期限を切るということは、期限を切らないとだらだら検討が続く。だから安倍総理は、私はことし末までにやくなくていいと思ってるんですけども、でも、前総理がやめる間際にわざわざ談話で出して言つたのが、なぜそこだけ消えたんですか。

○岸国務大臣 これは、菅総理の御発言ですか

ら、政府として、引き続き談話を踏まえて議論を進め、あるべき方策を取りまとめていくこと

でいいんですけども、イージスの代替策もことし末までに結論が出ないということでいいんですね。

○本多委員 それはそれを踏まえて、大臣の談話をやつづつと言つていた中で言えないというのはさつきずつと言つたのですが、あれはことじゅうに出るんですか。

○岸国務大臣 イージスの代替策、これについても、内閣総理大臣の談話の中にはございます。

○本多委員 それはそれを踏まえて、大臣の談話を踏まえて、ことし末までにとわざわざ安倍前総理が言つたわけですね。政治家が仕事をするときに、大事なんですね、期限を切らなければいけません、順番を変えまして。

○本多委員 それはそれがそれを踏まえて、大臣の談話を踏まえて、ことし末までにとわざわざ安倍前総理が言つたわけですね。政治家が仕事をするときに、大事なんですね、期限を切らなければいけません、順番を変えまして。

過ぎると思います。我々も本当は絡みたい、国会も。しかし、そういう思惑で時期をずらしていくのがあります。そのもの、それはそれでまたいかがなものかと私は思っています。

○岸国務大臣 ちゃんと通告していないので、わからなかつた

敵基地攻撃論の話を、ことじゅうというのが消えて非常によかつたなと思っています。

○岸国務大臣 ちゃんと通告していないので、わからなかつた

敵基地攻撃論の話を、ことじゅうのが

消えて非常によかつたなと思っています。

○岸国務

なぜかというと、今こちらの皆さんのが敵基地攻撃論をやるのは、一九五六年、鳩山総理が言つた答弁をもとに、しかし、皆さん、適当な、都合のいい、前半だけ読むんすけれども、私は、他に手段がない場合に限りといふところの方が大事だと思つて、そのことをしつかり今後とも議論をしていこうと思っていますが。

その大前提として、長官、日本學術會議の問題では、何か、あの大總理であられた中曾根總理の発言さえ、皆さんは変えていないと言ふんですけれども、きょうはその議論をするつもりはないで、上書きをされるようなものが二年前にこつそりと内閣府と皆さんとの間で合意文書ができていたんですね。

この議論はそれ以上に大きな問題なので、あの鳩山答弁、一九五六年の鳩山答弁にかかる打合せを勝手にされて変な文書ができたら困るんですよ。

きょうのこの日までに、内閣官房、内閣府、防衛省、国家安全保障局、こういうところから法制局に、この解釈はどういうことなんだという打合せの依頼とか、万が一文書をまとめたりしてないですよね。

○近藤政府特別補佐人 私ども、意見事務をやる際には、きっちり必要な資料を残しつつ、きつとやつておりますので、こつそりとかいうことはなくて、今回も資料をお出ししましたし、いろいろなときも必ず資料をお出しするような形でやつておりますので、そういう意味で、資料が、私どもはきつとあるという理解を、私どもの仕事のやり方としては思つておりますが、お尋ねがきょうあるということで、きのう、私ども一部の方で意見事務関係についてのファイルといふのが過去ずっとござります。それにつきまして、この敵基地攻撃能力に絡んで、何か変更だ、何かその具体化だとか、それに絡むような、ファイルといふのを確認をさせました。私自身が、もう一部長以来、十年ぐらいたちますけれども、その

間には少なくとも経験はありませんが、古い文書トするものはございませんでしたが、一切ヒツトするものはございませんでしたので、現時点です。

も、何か相談をするということは起つております。せんし、何もないといふうに思つております。○本多委員 相談が来たら、私が問い合わせたら答えてもらいますか。最近来てますかというのを時々電話しようと思うんですけども。

まして、相手省庁との関係で、これは相談自身を外にはまだ言えないという議論がありますので、全て出せるような状況であれば、情報開示でいつも出してまいりますから、そういう状況がございますので、オンラインでということではなくなります。と思います。

○本多委員 ザビ、勝手に解釈を上書きしたり変更するような文書とか口頭了解をしないでいただきたくということを強く申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○若宮委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 立憲民主党の篠原豪でございます。

大臣、御就任おめでとうございます。これまでいろいろなときも必ず資料をお出しするような形でやつておりますので、資料が、ながら、それから外交、安保でずっと御一緒させていただきましたので、本当にこれから一緒に議論させていただきましたが、本当にこれがから一緒に議論させていたくことをありがたいと思つていま

強化に言及をし、安倍総理の、九月十一日の前総理の内閣総理大臣談話も踏まえてしつかりと議論を進め、そしてあるべき方策を取りまとめていく

ということを述べられました。これは先ほども議論が少しあつたところですけれども。これは、從来、敵基地攻撃能力に関する議論と言われてきたものですけれども、ます、それについてといふことをお伺ひしていきます。

九月十一日のこの安倍総理の談話には、「迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことが出来るのか。そういった問題意識の下、抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討してまいりました。」とあります。さらに、「この検討は、憲法の範囲内において、国際法を遵守しつつ、行われているものであり、専守防衛の考え方については、いささかの変更もありません。」と述べられております。

今回の敵基地攻撃論の特徴は、従来使われてきた敵基地攻撃あるいは策源地攻撃という言葉を避け、単に抑止力と言つたり、あるいは八月四日に自民党の政務調査会が提言をした「国民を守るために抑止力向上に関する提言」のように、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有と言いかえられていることがあるんだと思います。そこにも同じく、憲法の範囲内で、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考えの下で抑止力を向上させるための新たな取組であるといふように述べられています。

敵基地攻撃能力といえば、憲法が禁じる海外派兵あるいは他国領域内での武力行使、それを連想されるそのための新たな取組であるといふように述べられています。

そこで、以上の政府答弁はこの普政権においてもいまだに有効であると考えているのかをお伺ひいたします。

○岸国務大臣 政府は、従来から、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えております。

そこでは、以上の政府答弁はこの普政権においてもいまだに有効であると考えているのかをお伺ひいたします。

敵基地攻撃能力といふのは、憲法が禁じる海外派兵あるいは他国領域内での武力行使、それを連想するものであるといふことがこれまでも議論にありました。国際法が禁じる先制攻撃ではないかといふふうに言わなければならないので、それを避ける意味があつていろいろな言い方をしているんだと思います。しかし、敵基地攻撃能力の保有が、憲法の範囲内で、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考え方に全く抵触しないと言われても、最近の議論はどうも理解を超える主張が出てきているんじや

ないかなといふうに見てます。  
そこで、伺つてしまります。

我が國の憲法がこれまで、他国領域内の武力行使についてですけれども、我が國の憲法が平和憲法と言われるゆえん、その根柢となる原理原則の中、私が一番大事だと思っているのは、さきの大戦の反省を踏まえて、憲法が海外派兵を禁じているということだと思います。

例えば、一九八一年の十月三日に大村襄治防衛長官が我が國の自衛権行使の地理的範囲について、我が国を防衛するため必要最小限度の実力をもつて、外に出て敵を攻撃するための地理的範囲は、必ずしも我國の領土、領空、領海に限るものではないが、他の國の領海までを含むものではないということは明白と答弁しています。

さらには、一九八〇年の十月二十八日の稻葉誠一衆議院議員の質問主意書に対する答弁書で、  
「従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと考えております。

「従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このよ

うな海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領空、領海に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解してます。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力の行使をするほか適當な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国領域において武力の行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示したものであります。政府として、現在もこの考え方へ変わり

はございません。

○篠原(豪)委員 それはやはり変わつていちゃだめなんです。今日も有効というものが当たり前の話なんですか? 大事なところの大前提ですのを確認をさせていただきました。

こういつた政府見解を受けて、自衛権行使だけではなく、国連軍等の集団的安全保障においても、自衛隊が他国領域内で武力行使を行うことは憲法上できないと解釈されてきました。

実は、そうした考えの上に、一九七〇年の十月の防衛白書においてですけれども、専守防衛が我が国の基本方針であると初めて明記されました。一九七〇年なんです。そこには、専守防衛の防衛力は、ちょっとと飛ばしますけれども、戦略守勢に従事し、そして我が国の独立と平和を守るためにものであるというふうになっています。

しかし、この戦略守勢に従事することに対する抑止力にならないというふうに痛烈に批判したのが、当時の統合幕僚会議の議長だった栗栖弘臣陸将でした。この方は、奇襲侵略を受けた場合、第一線部隊の指揮官が超法規的に行動に出ることはあり得る、こういう発言をされて、それで当時の金丸長官に罷免されたということが歴史の中であつた第十代の統合幕僚会議議長なんです。

栗栖さんは、防衛手段のみをもつては、我が行動圏外から威力を發揮する攻撃行動は有効に対処し得ないんだと、これは栗栖論ですよ。それで、基地や策源がやられるかもしけれぬという心理的拘束を相手に与えない武器は、先方の攻撃企図を未然に防止する効果に乏しいものと言わねばなるまい、専守防衛と抑止力保持は併存しがたい概念なのであるということを、ある雑誌で一九七八年に述べているんです。

つまり、これは何をおっしゃっているかというと、抑止力とは攻撃こそ最大の防御を認めることが、戦略守勢に従事しては抑止力にならないといふふうにも批判しているんです。

ここで栗栖陸将が述べているこの抑止力というのは、正確には、今、抑止力の考え方として、拒

否的抑止力ではなくて、懲罰的な抑止力だと考え

ます、この考え方ですね。戦略的守勢に従事するということは、論理的に、懲罰的抑止を行わないということであるというふうに考えているんですね。

けれども、我々はですよ。これは、行わないといふ考え方を政府は持つていて、聞いています。

いんでしょうか。お伺いします。

○岸国務大臣 まず、御指摘の栗栖元統幕議長の御発言ですけれども、これは防衛省としての公式な見解を述べたものではないと考えられることがあります。

いかにも思いますが、必ずしも、それは防衛省としての公式な見解を述べたものではないと考えられることがあります。

いずれにいたしましても、政府としては、総理大臣の談話で述べた問題意識のもとで、抑止力を強化するためのミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討していくところであ

ります。この検討は、先ほども出でましたけれども、憲法の範囲内、また、国際法を遵守しつつ、専守防衛の考え方のもとで行われるものであ

ります。この検討は、先ほども出でましたけれども、これは言葉の論理を超えた、実際との、本

念というはとても言いがたいんだろうと考えてあります。これは攻撃こそ最大の防御とする論理がなければ説明できない考え方なので、そうだとす

ると、これは言葉の論理を超えた、実際との、本

念というはとても言いがたいんだろうと考えてあります。これは攻撃こそ最大の防御とする論理がなってぐると思いますので、これは通用しないで

すよ。だつて、できないですか。その話はしてまいります。

じゃ、お伺いしますけれども、一九五六年二月

二十九日に船田防衛廳長官が、我が国に対して急

迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我

が国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場

合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨

とするところだというふうには、どうしても考え

られないと思います、そういう場合には、これは

先ほどの本多先生がお話ししたところの中身をそ

のまま今読んでいるんですけども、そういう場

合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得な

い必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防衛するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことの質問をさせていただいているんですけども、道にいかないから役に立ちませんよ、やはりだめですよということで、これはやめたのはいいことだと思います。

こういった中で、これは前回の質疑の中でもこ

の質問をさせていただいているんですけども、固体燃料になつて、液体燃料から。発射台も、ど

こから出てくるかわからないような状態で、これ

は、潜水艦も出てくるし、いろいろなところから

出てくるわけですよ。想定できないところから、

そうくなつてくると、事実上、発射される直前直後

の極めて切迫した、極めて短い時間を察知して、

そしてこれを破壊することは、事実上可能かとい

えば、これはしつかり議論しなきやいけなくて、恐らくこれは不可能ではないでしょうかと思うわ

けです。今難しいと思います。

なので、こうしたところに対する攻撃というの

は私は現実的じやないと思うんですが、これはど

あるとされてきたということですね。

しかし、この敵基地攻撃が国際法上禁じられてる先制攻撃に当たらないためには、着手事態である必要があるんです、ます。

八日の高辻内閣法制局長官がこう言っています。その着手事態については、一九七〇年の三月十

日までの間、國務大臣がこう言っています。

ミサイル防衛が限界に達している場合には懲罰的抑止も必要最小限に含まれていくということになると、これは議論がなかなか変な方向になつています。

くんじやないかといふうになりますので、これはすごい大事だと思っていて、聞いています。これはどこまでがというのは次から話していくきます。

専守防衛というのは、戦略守勢の徹底であつて、拒否的抑止との共通の意味合いがあつても、その反対概念につながる懲罰的抑止まで含んだ概

念というのはとても言いがたいんだろうと考えてあります。これは攻撃こそ最大の防御とする論理がなれば説明できない考え方なので、そうだとす

ると、これは言葉の論理を超えた、実際との、本

念というのはとても言いがたいんだろうと考えてあります。これは攻撃こそ最大の防御とする論理がなれば説明できない考え方なので、そうだとす

ういうふうに思われますか。

○茂木国務大臣 少なくとも、武力攻撃が発生した時点について、我が国に対する武力攻撃のおそれがあるだけでは足りない、これは確かだと思つております。

その上で、じや、着手の認定というのはどうす

るかということありますけれども、それは、そのときの国際情勢であつたり地域情勢のもとで、相手方の明示した意図、さらには攻撃の手段、態様によるものであつて、これは当然変わってきてるわけありますから、あらかじめ定型的に、また類型的に、これは当たります、これは当たりませんと言つことはなかなか難しいと思います。

その上で、その抑止力、概念として拒否的抑止力と懲罰的抑止力があるわけありますけれども、完全に、これは拒否的抑止力ですよ、これは懲罰的抑止力ですよ、こういう形で全てのものが分けられるものではないと理解しております。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。では、簡単に整理しますと、拒否的抑止力といふのは、どつちかというと、撃つてきたミサイルに対して対処するといふことの方法をどうするか。そうじやなくて、その以前のものに対する私たちは撃つといふことになつたら大変なことになりますよといふことで向こうに撃たせないといふことを懲罰的抑止力と。あるいは、来た後ですね。

今のお話、ありがとうございます。ありがとうございますといふことは、議論がちやんとできるといふことがありますといふのは、議論がちやんとできるといふことがたいことであります。

というのは、逆に、短い時間の中で撃つていくといふことになつたときに、向こうが先にやつてきて、こつちも行くといふことになつたときに、今いろいろと、国際法上、さつき、先制攻撃をしてはいけないと、この話をしたんですが、今私は、不可能ではないけれども極めて困難な作戦が、このミサイル防衛の中ではいろいろ考えなきやいけない状況に、いろいろなところから出でてきますからね、瞬時に、ということになつていて、だから

ら、そこに対処することによって、報復攻撃能

力、報復的な、状況によつてはといふところにつながつていく。

○岸国務大臣 國際法上、もし先制攻撃をとらないでランチャーや潜水艦やブースト段階のミサイルを破壊する攻撃を受けて、憲法に基づく自衛権が発動されたことが実質上不可能ということになると、こ

れは、抑止力を強化するとしては、既に我が国がまあ一般論としてあるんだろうといふふうに思ひます。しかし、こうした報復攻撃は、他国領域で武力行使を行うことであつて、まさに憲法で禁じられた行為であるといふふうに考えます。なぜなら、敵基地攻撃が例外的に合憲であるのは、ミサイル攻撃を阻止する手段が他ではなく、その意味で必要最小限度の実力行使と言えるためだからです。

報復攻撃は破壊によつて相手国に対し反抗心を萎縮させる攻撃を狙うもので、とても必要最小限度とは言えない、こういう作戦になる可能性がある。それを、こういつた報復攻撃ととられるようなことまで、憲法上できるといふに判断をしているのか。これは合憲といふふうになるのかどうかといふのはちょっと確認をしておきます。

○岸国務大臣 武力行使の三要件ですね。必要最小限度の具体的限度は、武力攻撃の規模、態様等から個別具体的に判断されるものである、限られた与件のみをもつて判断することではないといふことではござります。

○篠原(豪)委員 これはちょっとと私も、じや、それがだつたらお話をしたいと思うんですけど、敵基地攻撃が可能とした一九五六年二月二十二日の船田防衛長官の答弁ですけれども、これは、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとしています。これについて、二〇〇三年の石破大臣が、このとき防衛大臣、我が国は日米同盟において敵基地攻撃能力を米軍に依存をし、そして、自衛隊は専守防衛に徹することを基本方針としてきたので、敵基地攻撃能力は保有をしていないとしてきてています。たとえ保有していないと、敵基地攻撃能力を保有をしないといふふうに答弁をしています。

○篠原(豪)委員 自衛隊は専守防衛に徹することを基本方針としてきたので、敵基地攻撃能力は保有をしていないとしてきています。たとえ保有していないと、敵基地攻撃能力を保有をしないといふふうに答弁をしています。

今、ケース・バイ・ケースで考えていくといふことを、やはりこれはきちっとしないと、どこで使うものといふのがどういうものであるかといふことを、やはりこれはきちっとしないと、どこが必要最小限度だといふときに、これはきちっと、どういう場合がどうであるといふふうに話を聞いていかないと、論理がどういうふうに成立しているかといふのが見えてこないんだと思うんで、そこで、そこは、やはりしつかり国会で議論した方がいいと思いますので、ぜひ、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

す。

○茂木国務大臣 ちょっとと議論を整理させていただきますと、多分、もう少し大きな話からの方が要最小限を超えて、こういうふうに判断をされると思ひます。

○岸国務大臣 政府は從来から、昭和三十一年の統一見解を踏まえて、誘導弾等の攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能なと解していります。

先ほども申しましたけれども、その上で、御指摘の点については、いかなる場合に他に手段がないと認められるかを含めて、我が国としていかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛範囲に含まれるかといふことについては、実際に発生した部分については容認をされる場合があるということなんです。

○篠原(豪)委員 これはちょっとと私も、じや、それがだつたらお話をしたいと思うんですけど、敵基地攻撃が可能とした一九五六年二月二十二日の船田防衛長官の答弁ですけれども、これは、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとしています。これについて、二〇〇三年の石破大臣が、このとき防衛大臣、我が国は日米同盟において敵基地攻撃能力を米軍に依存をし、そして、自衛隊は専守防衛に徹することを基本方針としてきたので、敵基地攻撃能力は保有をしていないとしてきています。たとえ保有していないと、敵基地攻撃能力を保有をしないといふふうに答弁をしています。

今、ケース・バイ・ケースで考えていくといふことを、やはりこれはきちっとしないと、どこで使うものといふのがどういうものであるかといふことを、やはりこれはきちっとしないと、どこが必要最小限度だといふときに、これはきちっと、どういう場合がどうであるといふふうに話を聞いていかないと、論理がどういうふうに成立しているかといふのが見えてこないんだと思うんで、そこで、そこは、やはりしつかり国会で議論した方がいいと思いますので、ぜひ、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

あると考えます。その辺についてはどういうふうにお考えでしようか。

この課題についてはまた引き続きやつていきました。この記述は我が国外交的な成果とすべきれども、その際にもしつかりした議論をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

きょうは外務大臣にもお忙しい中いらしていただきありがとうございます。ちょっと質問を、私は一つ、今度は外務大臣の所信の中で気になつたところがありましたのでお伺いさせていただければと思います。

十一月十日の茂木大臣の所信表明演説に、中国との戦略的互恵関係についての言及が全くありませんでした。日本は米国の同盟国ですが、中国とも深い関係にあるんだろうと思います。経済関係では、二〇一九年の対中輸出は千三百四十七億ドル、対中輸入は千九百六十二億ドルに上り、中国は最大の貿易相手国になっています。日系企業の海外の拠点数でも三万三千五十拠点で第一位となっています。さらに、二〇一九年の訪日観光客も九百五十九万人と第一位で、中国なくしては、経済というのは、日本のことを考えるときに、やはり成り立たないというのはこの数字があらわしているんだと思います。

米中の霸権争いが激化している、特にトランプ政権、これからバイデンさんになっていくんだろうかということも言われていますけれども、そういった中で、ただ米国に追随するだけでは我が国の国益は確保されないんだという声も大きいわけです。

日中の外交関係を見てみると、まず、日中が国交正常化した一九七二年の共同声明というのがあります。一九七八年の日中平和友好条約というのがござります。そして、一九九八年に江沢国家主席の来日された際の共同宣言、二〇〇八年の胡錦濤国家主席来日時の共同声明が四つの基本文書とされています。

戦略的互恵関係については、第四番目の基本文書である二〇〇八年の日中共同声明において、包括的に推進をし、同時に歴史を直視して、未来志向の関係を築いていくことを決意した旨が明記されています。

このことについてはまだ引き続きやつていきました。この記述は我が国外交的な成果と評価をされており、私は、あらゆる機会を通じてやはりこれを確認していくことが必要だと思います。四つの合意というのがあります。そうした観点から、米中関係の悪化が直ちに日中関係に及ばないようにするためには、中国の開発構想である「一带一路」と日本のアジア支援とが補完し合うためにはどのような調整が必要とされるのか。あるいは、日米の自由で開かれたインド太平洋構想との、こととの衝突を避けるための信頼醸成措置というのは何が可能なかというのを交えておきます。このことについて外務大臣のお考えをお聞かせください。

○茂木国務大臣　日中間、七二年、七八年、九八年、そして二〇〇八年、四つの文書に基づいて関係を発展させてきた、そして重要な隣国であるとされています。

現在、米中対立、昨年来、通商摩擦、さらには先端技術をめぐる競争、そして新型コロナ対応など、さまざまな分野で意見が対立しております。

米中の霸権争いが激化している、特にトランプ超党派で、バイブルチサンで非常に厳しい姿勢、これが反対して民主党がどうというよりも、完全に超党派で、バイブルチサンで非常に厳しい姿勢、見て、どういうふうな二国間関係であつたのかと申します。このところをもう一度、いろいろな交渉をするときにももう一回頭を入れて、やはり、全体像が見えないと、どうしても手前だけで判断してしまうことがありますので、それは、大臣のお力ではそういうことはないかもしませんけれども、担当者が交渉をこれからいろいろしていくわけですね。

例えば、千六百人のバイデンさんの外交政策の政策移行チームがあつて、いろいろな人がいろいろなことをやっていて、昔からの、日米関係にもいらっしゃった方もいるし、半島の担当者もいれば中国の担当者もいるし、そういう中で、総合的に見ていく中で、いろいろなことを求められるんだと思います、日本に対しての、役割というのは。ですので、そこもしつかり考えていただきたいということ。

現在、例えば、中国が沖縄の尖閣諸島、最後一言で終わらせていただきますけれども、中国が尖閣諸島周辺海域で公船による領海侵入などを繰り返していることについても、一九七八年の日中平和友好条約の第一條では、相互の関係について、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認すると明記しているわけですから、これを向こうに守つていただけで、これをしつかりと言つていいことで、これまでの合意に反することなく粘り強く主張していただくことを、この交渉のステージにもきちっと加えていただくことをもう一度ここでお願ひをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○若宮委員長　次に、屋良朝博君。

○屋良委員　立憲民主党、屋良朝博でございます。よろしくお願ひいたします。

茂木大臣には、引き続きよろしくお願ひいたします。岸大臣、よろしくお願ひします。

きょうは、大臣所信に関連しまして、基地周辺住民の負担軽減についてお話を伺いたいと思っておりますが、その前に、先ほど重徳委員の質疑に対する答弁で、ちょっとと確認させていただきたいという項目が幾つかあります。それを聞かせていただきたいと思います。

先ほど、契約途中の、あるいは交渉中の土地の評価については、今は公表できないというふうなお話でしたけれども、既に売買額、合意額が決まっているという段階において、それがなぜ土地評価額が公表できないのかということをちょっとと説明いただけませんでしょうか。

○鈴木政府参考人　先ほど、重徳先生への答弁でござりますけれども、これは、事実関係で申し上げれば、過去にもなされているものでございました。そして、本年の二月十八日の衆議院予算委員会において、河野大臣の方からこの問題についての答弁がございました。

ちょっとと読み上げさせていただきますと、「馬毛島の取得につきましては、馬毛島の土地の大半

を所有する者との間で昨年に一定の合意に達し、

その後、取得に向けた手続が継続しております。

売買額の根拠や不動産鑑定評価額について現時点

で明らかにすることは、今後の円滑な取得に影響

を与える可能性があるため、現時点ではお答えを差し控えます。手続の進捗状況、所有権の移転状況を踏まえて、適切な段階で御説明をしたいと考えております。」こういう答弁をさせていただいておりまして、私も同じ答弁をさせていただいたというものでございます。

それで、今御指摘ございました、まさにここで言いますところの手続の進捗状況、所有権の移転状況ということで、今の実態で申し上げますと、本年八月七日現在で所有権を防衛省に、この馬毛島でございますけれども、登記が完了している土地は、馬毛島全体の公簿上の土地面積の八八%に達してございます。このほか、権利者を防衛省とした所有権移転請求権の仮登記を完了した土地、した所有権移転請求権の仮登記を完了した土地、すなわち、防衛省が今後確実に取得する土地といふものは、この馬毛島全体の公簿上の土地面積の約一一%、こうなつておるというところでござります。

ただ、現段階では、防衛省が取得手続を進めている土地について、それらの土地に係る利害関係者間で各種の調整等がなされているところでございます。仮登記に至っていない土地につきましては、まだ、まさに複数の地権者の方々と交渉等を行う必要がございます。

このように、まだ取得に向けての調整や交渉が行われている途上といふところでございまして、また、相手方との関係もあることから、先ほどございましたような土地の積算根拠等につきましては、現時点で明らかにすることは考えておりませんと申し上げたものでございます。

ただ、これらの状況が、まさに手続の進捗状況、所有権の移転状況を踏まえまして、適切な段階できちっと御説明をさせていただきたいということです。そこで、その額を言えというふうなことを質問させていただくと、それは今は、ちょっと相手のあることですからということなんですけれども、普

通、一般的な常識として、とりあえず相場観を自ら持ちで持つておいて、それで交渉するというの

が一般的な話であると思うんですね。そういうふうな話を防衛省は持つて交渉したのかどうかというのを聞かせてください。

○鈴木政府参考人 御指摘のように、昨年十一月

の契約の合意、その前の時点で不動産鑑定評価を実施しておるところでございます。それがいつの段階で御説明をいたいというふうに理解していいよろしいですか。

○鈴木政府参考人 その点につきましても、まさに、売買額の根拠でありますとか、河野大臣も、不動産鑑定額評価について、現時点では出せませ

んけれども、手続の進捗状況、所有権の移転状況を踏まえて適切な段階で御説明をいたいというふうなことでございますので、現在も同じ考え方でござります。

○屋良委員 ありがとうございます。済みませ

ん、小刻みに刻んで聞いてしまつて。

その不動産評価というのは、いつの段階での評価とかいうのをお答えできますか。

○鈴木政府参考人 昨年十一月の前の段階でとい

うことは承知しておりますけれども、どこの時点

でございません。それから、一部については、私どもが

今この時点で考えてございます配置案と重なり合う

ところはございますので、そうした形での利用は可能だということ、このことが費用にどう影響

するかということについては、私、ちょっとと言及

したつもりはございません。

ただ、いずれにせよ、この積算根拠につきまし

ては、しかるべき時点できちつとした御説明を差し上げたいというふうに考えてございます。

○屋良委員 そうすると、これは上物がある土地

だけという事になつていて、そうすると、土地評価というのは一般的に下がるわけですね、撤去費用がかかるので。そういうふうな理解でよろしくんでしょうか。一般的な売買契約というの

お配りした資料の新聞の切り抜きなんですけれども、これは東京新聞でございますけれども、最近の紙面でございます。府中と国分寺の住民の中から高濃度でPFOsが検出されたという内容の記事でございます。府中では全国平均の二倍、国分寺では全国平均の一・五倍、これはNPO法人が実施した血液調査の結果であるということでございます。

それからもう一つ、昨年四月に、京都大学医学部研究所が普天間飛行場の周辺住民を対象に同様の調査を行つた結果、PFOsについては全国平均の四倍、そして、同じ種類の有機弗素化合物でありますPFHxSというのがあります、それが全国平均の何と五十三倍だったというような状況でございます。

環境省はことし六月にPFOs、PFOAの全国調査の実態を公表されておりますけれども、東京立川、府中、調布の地下水で、今、環境省が設定されました暫定指針値の六倍から十一倍、神奈川県の大和市では河川で暫定指針値の四倍から五倍、沖縄は宜野湾市や沖縄市、嘉手納町などの河川や湧き水から三十倍前後の有機弗素化合物が検出されたという状況が確認をされております。

この環境省による全国調査の結果によつて、このふうな説明だったというふうに理解しておられますけれども、先ほど、土地の形状を持ち主が撤去が必要な物件は設置されていないというふうに申し上げてございますので、その意味では、撤去にかかる費用というところは生じないのでないのではないかと考えてございます。

○屋良委員 どうもありがとうございました。本来の質問に戻らせていただきたいと思いま

す。よろしくお願ひいたします。  
きようは、基地周辺住民の負担軽減について  
ちょっと議論させていただきたいんですけど  
も、有機弗素化合物、PFOs、PFOAという  
のがございます。これは、ストックホルム条約で  
有害物質に指定されており、世界的に製造、使  
用、輸入が禁止された有害物質である。一般的に  
いうことについてちょっと質問させていただきま  
す。

○鈴木政府参考人 先ほど私へのお尋ねの中では、  
その整地したという行為以外にも、何か加算さ  
れた予算というのは、あるいは金額に加算された  
ものというのは、費用はあるのでしょうか。お願  
いします。

○鈴木政府参考人 御指摘のように、昨年十一月  
の契約の合意、その前の時点で不動産鑑定評価を  
実施しておるところでございます。それはそのまま使  
えるのですかというお尋ねでございます。  
したので、それはアスファルトですとかコンク  
リート等で舗装されておりませんので、私どもが  
そのまま滑走路という形で使えるというものでは  
ございません。ただ他方で、そこは整地され  
おります。それから、一部については、私どもが  
ごぞいません。今この時点で考えてございます配  
置案と重なり合うところはございますので、そ  
うした形での利用は可能だということ、このことが費用にどう影響  
するかということについては、私、ちょっとと言及  
したつもりはございません。

ただ、いかんべき時点できちつとした御説明を差  
し上げたいというふうに考えてございます。  
○屋良委員 そうすると、これは上物がある土地  
だけという事になつていて、そうすると、土地  
評価というのは一般的に下がるわけですね、撤  
去費用がかかるので。そういうふうな理解でよ  
ろしくんでしょうか。一般的な売買契約といふ  
ことは、土地の売買というのは上物があると評価は下  
がることだと、いうふうに理解しています。

○鈴木政府参考人 その点につきましても、先ほ  
どの中で、むしろこの重なり合うところ、それか  
ら整地されている部分がござります。その部分に  
がるということだと、いうふうに理解していま  
すが、防衛省さんの認識をお願いします。

○鈴木政府参考人 その点につきましても、先ほ  
どの中で、むしろこの重なり合うところ、それか  
ら整地されている部分がござります。その部分に  
がるということだと、いうふうに理解していま  
すが、防衛省さんの認識をお願いします。

す。

本年六月に公表いたしました調査の結果というところでございますが、これは、全国の水環境におけるということを目的に、排出源となり得る施設周辺の河川それから地下水、これを約百七十地点を選びまして調査を実施し、その結果を取りまとめたものというものです。

本調査におきましては、御指摘いたきました東京都、神奈川、沖縄を含む十三都府県の三十七地点で、暫定的な指針値、先ほど議員の方から御指摘いただいた指針値の超過というものが確認されたという状況にございます。

この超過した三十七地点につきまして、環境省の方でも、この中で、特にまた飲用に供されている地下水があるかどうか、これを確認をしております。今挙げております地点につきましては、地下水については飲用に供されていないということを確認しました。

また、河川の超過地点につきましても、関連します浄水場、取水している浄水場におきまして、

水道水の暫定的な目標値、これを満足しているとすることを確認をしておるということでございます。飲用による環境影響が生じないように対応しているということでございます。

地域的な関係につきましてといふことは、排出源とますが、もともと調査地点といふのは、排出源となり得る可能性のある施設の周辺を選んだものでございまして、そういう結果であろうというふうに考えておるということでございます。

○屋良委員 お配りした資料の二枚目、その裏方に全国調査の結果の数値が書いてありますて、ちょっとマーカーを入れているのが一般的にばつと見て高い数値が出ているなというところなのついていると思いますね。

昨年、環境省は在日米軍施設・区域環境調査と

いうのをなされていて、その原因を突きとめようと大変な努力をなさっているというのは理解しているところでございます。

これは、一般的に言われているのは、アメリカでも物すごい問題になつてあるんですけども、飛行場なんですよ、空軍の、米軍の。そこで泡消火剤を使つて、消防力が物すごく強いので、その中にPFO-S、PFO-Aが入つて、あるいはPFA-Sですかね、有機弗素化合物を使った泡消火剤がある。それを訓練のときに、訓練場で放出するんですね。放出したら、野外でやつていいものだから、それが土壤から浸透して地下水となるのが原因になる、肝機能障害を及ぼす、これはアメリカの環境保護局がそういうふうな見方をしていきますか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

今、健康影響のお話をございましたけれども、PFO-A、PFO-S等につきましては、ストックホルム条約、いわゆるPOPs条約の専門家会合におきましていろいろ知見がまとめられておりますが、それでも、PFO-Sにつきましては哺乳類等への影響が、またPFO-Aにつきましては発がん性等の影響が、いずれも動物実験で認められているというふうに認識しております。

○屋良委員 そういう有害物質が国内でも地域的に発生している、傾向がわかっているわけですね。それであれば、その地域に限つてもいいでありますから、国が健康チェックなどをしてその影響をもつて、ついでといふか、現状がわかれば対策が打てるというふうなことだと思いますけれども、健康チェックをするというふうなことはお考

えでしようか。

につきましては、地域の実情に精通いたしました都道府県等において、御紹介いただきました手引、これを参考にして対応を検討していただけます。

環境省としても、技術的な助言ですとか必要な支援ということをしていきたいというふうに思つております。また、引き続き、関係省庁それから関係都道府県と連携して対応していきたいとします。

○屋良委員 助言なりなさるということになるとどまつてるのは、恐らく、暫定的な指針値でありますけれども、汚染の蓋然性があると認められた段階でさまざまな対応をされているんですね。例えば、それを使つて、消防士の健康チェックをしていなさいというようなことを国防総省がやれと言つたりするんですね。そういうこともありますので、国際的な評価がという以前に、蓋然性があればやつた方がいいというふうに思つてますけれども、厚労省は暫定目標値を設定されたということを承知しておりますけれども、その後、さあどうしようかというところでは、今のところ拘束力はないわけですね。事業者あるいは工場を見つけました、汚染を出しているところを見つけたけれども、そこに対し何らかの強制力を持って行政が当たるということは、これはできないというか、段階だと理解していますけれども、そのとおりでしようか。

○森光政府参考人 お答えをさせていただきます。

強制力という点につきましては、議員が御指摘のとおりということかと思います。

当然、その手前におきまして、御理解を求め、しっかりと対策をとつていただくようにお願いをしていくということにつきましては、しっかりと都道府県と連携して環境省とともに努めていきたいというふうに考えております。

○屋良委員 先ほど、調査結果の中で、飲料に供しているところはないというふうにおっしゃつておりました。東京の企業局は、高濃度のPFO-S、PFO-Aが検出された井戸、これは飲み水に使うために取水していたんですけども、それを止めているということですね。沖縄でも浄水場が取水しているところにすごい高濃度の、何百倍ぐらいの高濃度の汚染がわかつていて、それを一

生懸命、地域の浄水場で活性炭を使って除去しているというのが状況だと思います。だから、何ら

かの手だてをしないと、もはやもうこれはとめられないというのがわかつていると思います。

大臣御地元の山口県にも岩国基地がござりますが、環境省の調査では汚染値はそれほど高く出でおりません。ところがこれまでにアメリカ政府の情報公開制度を使つた調査では、山口県でも流

出事故が起きたというふうな事実が明らかになつておりますので、これはまさに大臣の御地元にも共通する問題でありますし、基地、アメリカ軍の飛行場があるところは押しなべて大体このPFO S、PFO Aの問題があるというふうに理解していいと思います。

この基準値あるいは指針値が暫定ながら設定されたきつかけは、昨年五月の環境委員会で、当時大臣だった原田大臣が答弁で、まずは調査して、その上でアメリカ軍に何を言うか、また次の話合いだそうが、しつかりと対応するというふうに述べられました。今、調査で明らかになつてきました、大体。蓋然性が疑われる汚染原因者も何とかくわかつてきているということなんですねけれども、どうでしよう。

原田大臣のイニシアチブでこの目標値、暫定ながら指針値、目標値が設定された。しかし、これは世界的に見てもかなり厳しい設定だというふうに理解しております。ただ、今のように、汚染がわかつても次の一步が踏み出せないということでは、原田大臣のイニシアチブをこれからどうやって生かしていくかというところが宙に浮いている状態だと思います。

ここは何とか政府として何らかのアクションを起こすべきではないでしょうか。政務官、お願ひします。

○神谷大臣政務官 お答えします。

環境省といたしましては、昨年度、沖縄県の在日米軍施設・区域周辺におきましてPFO S、PFO Aの水質調査を行つたところでございます。また、環境省では、地方公共団体が対策を講じる場合の参考となる「PFO S及びPFO Aに関する対応の手引き」を厚生労働省とともに設定を

された場合は、沖縄県において、この手引きを活用し、対応いただいていると思つております。環境省といたしましては、今後も、関係省庁及び関係地方公共団体と連携し、沖縄県民の皆様方が抱いている不安の払拭に最大限努めてまいりたいと思つております。

そして、今、屋良先生がお示しのように、大臣の言葉というのは非常に重いわけでございまして、環境省としましても重く受けとめておりまして、環境省だけではなくか解決できませんので、防衛省そしてまた外務省等々と銳意協力しながら、問題解決に努めてまいりたいと思つております。

○屋良委員 強固な日米関係、それは大事だと思

いますけれども、その足元をしつかり支えるのはやはり地元だと思うんですね。その地元でそういった、環境問題は精神的な負担もすごいじゃないですか。しかも飲み水にかかること、それをちゃんとできていないという。しかも四年です

よ。二〇一六年にこの問題が明らかになつて、

ずっと沖縄県では、基地の中を調査させてくださいと言つてはいる。そんな中で去年、原田大臣が、とにかく調査するんだというふうな言葉を発していただけた。それから、今、ちゃんと調査ができるようになつてはいるというような経過がございま

すので、ぜひとも、地域の負担軽減ということを

おつしやるのであれば、しかも日米関係を強固な

ものにするということをおつしやるのであれば、

それを支えている地元の不安を払拭していかない

とどうしようもないと私は思います。

実はこれからが本丸で、アメリカ軍とどういう

ふうに交渉しているんですかということを聞こ

します。

○神谷大臣政務官 お答えします。

ふうに交渉しているんですかということを聞こ

うと思つたんですけども、時間となりましたので、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○赤嶺委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

きょうは、辺野古の新基地建設について質問をいたします。

防衛大臣に伺いますが、政府は四月に、軟弱地盤の改良工事に伴う設計変更申請書を沖縄県に提出をいたしました。埋立土砂の採取場所として、これまで九州、瀬戸内地方と沖縄本島北部を挙げてきました。今回、これを変更して、県内については宮城島や南大東島、宮古島、石垣島を含む地方も挙げていますが、沖縄県内で必要な量を満足できるとしております。

ところが、県内の調達可能な量の七割を占めるのは、沖縄戦の激戦地である沖縄本島南部の糸満市と八重瀬町です。戦後七十五年を経た今なお、戦没者の遺骨が発見され、遺族のもとに送り届ける活動が続けられている地域であります。戦没者の血しみ込んだ土砂を米軍基地の建設に使うのかという怒りの声が広がっています。

なぜそういう地域を土砂の採取場所に挙げたんですか。しかも飲み水にかかること、それをちゃんとできていないという。しかも四年です

よ。二〇一六年にこの問題が明らかになつて、とにかく調査するんだというふうな言葉を発していただけた。それから、今、ちゃんと調査ができるようになつてはいるというような経過がございま

すので、ぜひとも、地域の負担軽減ということを

おつしやるのであれば、しかも日米関係を強固な

ものにするということをおつしやるのであれば、

それを支えている地元の不安を払拭していかない

とどうしようもないと私は思います。

実はこれからが本丸で、アメリカ軍とどういう

ふうに交渉しているんですかということを聞こ

します。

○岸国務大臣 お答えをいたします。

埋立変更承認申請書に記載されております埋立

土砂の一部であるいわゆる岩ズリの沖縄県内にお

ける採取場所については、沖縄防衛局から委託を

受けた業者が行つた採石業者に対するアンケート

調査の結果、普天間飛行場代替施設建設事業に岩

ブリを出荷することが可能であるとの回答を得た

採石場の候補地を取りまとめたもの、こういうふ

うに承知をしています。

また、変更承認後の埋立てに使用する土砂の調

達先につきましては、工事の実施段階で決まるこ

とであります。関係法令で定められた鉱山から

調達されると承知をしているところでございま

す。

その上で、一般論で申し上げますと、沖縄本島

南部における土砂等の資材については、県内のさ

まざまな事業で既に活用されていると承知をして

おりまして、資材として用いる上で特段の問題が

あるとは考えていないところでござります。

おつしやることはよく理解をするところでござい

○赤嶺委員 参議院の本会議でも、総理は私たちの小池書記局長の質問に対しても同じ答弁をしていました。

関係法令というのは、鉱業法に基づいて許可を得た採石場から調達することを言つてゐると思います。もちろん、その地域の採石場はこれまで公共事業などに使われてまいりました。私が質問をしているのは、許可を得た場所から、さまざまな工事に採石場から調達するのはそういうことではありません。今回の申請に当たつて、沖縄戦の激戦地で、今も遺骨収集が続けられています。これは当たり前のことで、私が聞いたのはそういうことではありません。今回の申請に当たつて、沖縄戦の歴史や遺族への配慮は余りにもなさい過ぎると思いますが、いかがですか。

○岸国務大臣 沖縄はさきの大戦で大変凄惨な地上戦を経験され、そして、特に本島南部地域においては多くの命が、とうとい命が失われました。沖縄の地は焦土と化して、我々としては、沖縄の方々の筆舌に尽くしがたい困難と癒えることのない深い悲しみ、これらを胸に刻みながら、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない、こういう考えでおります。

このように、多くの方々がお亡くなりになつた沖縄県でござります。遺骨収集につきましては、発見された御遺骨の状況に応じて、厚生労働省と沖縄県で連携して適切に対処されていると承知をしております。

この上で、変更承認後の埋立てに使用する土砂の調達先は工事の実施段階で決まります。関係法令で認められた鉱山から調達をされる、こういうふうには思つておりますが、また、一般論として申し上げれば、沖縄本島南部における土砂の資材については、県内のさまざまな事業で活用されているものと承知をしているところではございません。資材として用いる上では契約上は特段問題がない、こういうふうに考えております。

ただ、心情的な問題として、それは、先生の

ます。

○赤嶺委員 心情を理解しても、そこから土砂を採取して基地建設に岩ズリを使うというのは、やはり、大臣が私の心情を理解すると言つても、理解していないんじゃないかなという気持ちを持つわけです。ここではつきり、やはり凄惨な戦場になつた南部地域からは土砂は米軍基地には使いませんと言つておられるのなら、話は別ですけれどもね。

沖縄戦の遺骨収集ボランティア、ガマファヤーの代表で、四十年近く遺骨収集と遺族への返還に取り組んでこられた具志堅隆松さんという方がいらっしゃいます。私も、何度も一度となく遺骨収集の現場に同行させていただきました。先月も、具志堅さんの案内で糸満市のガマを見てきました。日本軍兵士の衣服のボタンや靴底、下顎の骨、大腿骨などが確認することができました。この地域には今もこうした場所が数多く残っています。

今月も、魂魄の塔という戦後沖縄で最初につくられた慰霊塔がありますが、その近くの採石現場、これは新しい採石現場なんですよ新しく開発される、恐らく辺野古を当て込んでいるんじやないかと思いますけれども、既存の採石場でない、そういう新しい採石現場の斜面で遺骨や遺留品が見つかっています。

発見される遺骨からは、その人の最期の様子がわかるということを説明をされました。下半身しか残っていない遺骨からは、その人が手りゆう弾を抱えて自爆したことがわかります。また、母親が幼児を抱えた状態で遺骨が見つかることもあります。温氣を含んだ黒い土が出てくるのは、人間のたんぱく質を吸い込んだからだ、このように言います。

具志堅さんは、この地域が採取場所に加えられたことについて、遺族のもとに遺骨を返そうとしているのに心が痛い、戦争で亡くなつた人の血や肉がしみ込んだ土や石を新たに軍事基地建設に使用するのは人間のやることじやない、このように批判の声を上げています。

埋立土砂の採取場所の調査は、防衛省が民間業

者に委託して行つていいものです。業者から上がつてきた報告書に沖縄本島南部が入つていて、そ

しても、政府として申請書を出すときには、そういう地域は除外すべきだ、このように考へるべきではありませんか。なぜ除外しなかつたんですか。そして、そういう検討はしたんですか。いかがですか、大臣。

○土本政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のアンケートの関係でございますが、沖縄防衛局から委託を受けた業者が行つた沖縄県内の採石業者に対するアンケート調査につきましては、普天間飛行場代替施設事業に岩ズリを出荷することが可能であるかどうかにつきました。これをベースに、我々の方は、先ほど委員の御指摘のような形で記載させていただいたところでございます。

あと、委員の方からございました、岩ズリを探取する際に戦没者の遺骨が混入する可能性があるという観点に関しまして、まず、沖縄県における遺骨収集につきましては、発見された御遺骨の状況に応じまして、厚生労働省と沖縄県で連携して適切に対応されているものと承知をしておりま

す。その上で、一般論として申し上げれば、採石業者におきまして地元市町村及び警察に通報するものと承知をしております。

いずれにいたしましても、沖縄本島南部の鉱山内での採掘に当たつては、採石業者において、遺骨にも十分配慮した上で事業を行つているものと骨についています。

以上でございます。

○赤嶺委員 適切に遺骨は発見していると言いますが、糸満の南部地域での遺骨の発見の大半は、このボランティア団体、ガマファヤーの皆さんです。

よ。厚労省がわざわざ行つてゐるわけじやないん

場を見に行つてゐるんですよ。適切になんて、そんなでたらめな答弁はくださいよ。

事は、遺骨はやはり家族のものとに帰りたいわけですよ。それは兵士であつても民間人であつても同じですよ。そういう遺骨が今でもどんどん出てくる。原野や森林のところに入つたら、今でもどんぐり出てくるんですよ。そういうところから、今から採石をして岩ズリを取り出そうというわけですよ。

石炭岩と遺骨は見た目には絶対に区別がつかないと言つてます。ガマファヤーの方は、手で、素手で、手袋もはかないで素手にさわつて重さでわかると言つてます。そういう極めて専門性の高いものを、いや、私たちは注文をしました、後は業者がやってくれますよなんて、そういう戦場を体验した場所に対し、それが政府の姿勢ですか。

土砂の調達問題で、私は、この問題というのは、今の政権、安倍政権や菅政権の沖縄に対する姿勢そのものを問う問題でもあると考へております。

二〇〇〇年の沖縄サミット開催を決めた小渕首相は、学生時代、占領下の沖縄をたびたび訪れる姿勢そのものを問う問題でもあると考へております。

途中における遺骨が発見された場合には、採石業者におきまして地元市町村及び警察に通報するものと承知をしております。

そして、その小渕内閣で官房長官兼沖縄開発庁長官を務めた野中広務さんも、京都の園部町長時代に占領下の沖縄を訪れました。宜野湾市嘉数の高台に京都出身の戦没者の慰霊碑を建てるためあります。そのとき、空港から乗つたタクシーの運転手が、宜野湾市に入るところで車を停車させ、この場所で妹が殺された、アメリカ軍人では

あります。泣き続けていたと。その日から野中ははずつと沖縄を思うようになつた、このようになります。

もちろん、小渕さんも野中さんも辺野古移設を推し進めたという人たちであります。それに対する私の感情もあります。それでも、沖縄の痛みに対する最低限の知識やあるいは配慮はあつたと思いますよ。今の自民党政権からは、そうしたもののが全く感じられないわけです。

大臣、沖縄の歴史や痛みに向き合つていただきて、沖縄本島南部からの土砂採取、これは取りやめていただきたいと思いますが、いかがですか。○土本政府参考人 今、委員長の方から御指名いただきましたので、まず私の方から答弁させていただきます。

埋立土砂の一部である岩ズリの具体的な調達先に関しては、先ほど大臣からも御答弁ありましたように、施工段階で確定するものでございます。そこで、県内、県外のどちらから調達するかも含め、現時点では確定しておりません。

したがいまして、現時点では、岩ズリを南部地区から調達することが確定しているものではないということを、まず冒頭申し上げたいと思います。

○岸国務大臣 今、防衛省としての局長から答弁がありましたけれども、いずれにいたしましても、沖縄県における遺骨収集、これは、発見された御遺骨の状況に応じて、厚労省と沖縄県で連携して、先ほど御批判がありましたけれども、適切に対応されているものと承知をしておりますし、思つております。

そして、その小渕内閣で官房長官兼沖縄開発庁長官を務めた野中広務さんも、京都の園部町長時代に占領下の沖縄を訪れました。宜野湾市嘉数の高台に京都出身の戦没者の慰霊碑を建てるためあります。そのとき、空港から乗つたタクシーの運転手が、宜野湾市に入るところで車を停車させ、この場所で妹が殺された、アメリカ軍人では

あります。泣き続けていたと。その日から野中ははずつと沖縄を思うようになつた、このようになります。



<p>は、新旧大国が衝突する歴史というんですか、その歴史の法則があつて、それを回避するシナリオがやはりあるのではないかと、そういう提起が、幾つかの、十六ぐらいの国々の、衝突と衝突しなかつたケースの中での研究でもその間に触れていらっしゃるという著書があります。</p> <p>大臣が重責を担われている、こういう状況にあるの、十六ぐらいの国々の、衝突と衝突しなかつたケースの中での研究でもその間に触れていらっしゃるという著書があります。</p> <p>大臣、恐縮ですけれども、それでも一つだけ加えたのが、このアリソンさんの著書並びにちょっと私が調べた数字でいくと、やはりGDPが國力であり、GDPが防衛力あるいは軍事力ということは委員長も十分、副大臣とかされたり委員長をされたりしておられるので、まあみんな御存じだと思いますけれども、GDPベースで見るMF・世銀年次総会、この場で世界経済に関する年次報告書が発表され、世界が驚いた。IMFの発表は、英国のFTが発表して、アメリカ経済が十七兆四千億ドル、中国経済は十七兆六千億ドルという数字になる見通しという発表をして世界が驚いたということです。</p> <p>現在も、名目GDPベースだと、アメリカが二十二・二兆億ドル、中国が十七・一兆億ドルというようなGDPの数字ですけれども、このIMFベースの、二〇二〇年ベースのPPP、購買力平価で見ると、中国は二十三兆三千九百三十億ドルと一位を占めていて、米国は二十一兆四千三百三十二億ドルという二位の地位に、購買力平価ベースで見ると、既に国力としては中国が上へ行てしまっているという現実があるかなというふうに思います。</p> <p>トウキュディデスのわな、基本的にペロポネソス戦争から始まりであります、要するに、霸権を握っている国に対して新興国がチャレンジをして新しい秩序をしようとする、その場合に、多く</p>
<p>○茂木国務大臣 グレアム・T・アリソン教授は、私がケネディ・スクールにいましたときの学部長、デイーンでありますからよく存じ上げております。</p> <p>トウキュディデスのわな、基本的にペロポネソス戦争から始まりであります、要するに、霸権を握っている国に対して新興国がチャレンジをして新しい秩序をしようとする、その場合に、多く</p>
<p>○岸国務大臣 歴史に学ぶ、歴史を教訓にする、これは大変重要なことだというふうに思っております。</p> <p>その上で、委員御指摘のトウキュディデスのわなについて、これが今の米中関係にそのまま当てはまるかどうかということについては、慎重な分析をしていく必要があると思います。</p> <p>ただ、いずれにいたしましても、今、外務大臣からもお話をございました世界の第一、第二の経済大国の米中間が非常に厳しい状況になつてゐるということであります。</p> <p>中国は二〇一七年十月の共産党大会において、国防と軍隊の近代化の目標として、今世紀中葉までに世界一流的軍隊を建設する、こういうことを表明していました。こうした考え方の上で、軍事力を更に発展させていくということが考えられるということでございます。</p> <p>また一方で、米国は依然として総合力としては世界最大の国力を有している、こういうふうに考えております。国家間の競争が顕在化する中で、中国などとの戦略的競争が特に重要な課題である、こういう認識を示して、中国は、より大きく、長期的な課題としての強い警戒感を示している、こういうことだと思います。</p> <p>我が国を含む同盟国との関係的重要性、これもここで強調している。こうした中で、米中両国の</p>
<p>軍事動向については我々も引き続き重大な関心をもって注視してまいりたい、こういうふうに思つております。</p> <p>○杉本委員 ありがとうございます。</p> <p>もう御案内だと思いますが、おっしゃつておおりだと思う一方で、やはり最近の中国の科学技術の進歩というのは、実は、中国国内で学んだところでも、現状を、外務大臣、防衛大臣、順番は委員長にお任せいたしますけれども、それぞれ、経済的な力、軍事的な力、そして両国の衝突のリスク、冒頭私が一つの方向感を申し上げましたけれども、冒頭私が一つの方向感を申し上げましたけれども、十年か続くかなと私は思つておりますけれども、冒頭私が一つの方向感を申し上げましたけれども、十年か続くかなと私は思つ/XMLSchema</p>



る。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

令和二年十一月二十七日印刷

令和二年十一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

U